

平成 28 年 9 月 8 日（木曜日）

決算審査特別委員会会議録  
(第 1 日目)

平成28年決算審査特別委員会第1日目

平成28年9月8日（木）

出席委員（9名）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 伊藤 欽一 | 6番 斎藤 好彦 |
| 2番 小国 浩文 | 7番 佐藤 広幸 |
| 3番 石山 和春 | 8番 叶内 富夫 |
| 4番 佐藤 勇  | 9番 加藤 憲彦 |
| 5番 奥山 謙三 |          |

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

|                     |                   |         |
|---------------------|-------------------|---------|
| 町 長 森 富 広           | 税務福祉課福祉国保班長       | 須 貝 孝 子 |
| 副 町 長 酒 井 雅 彦       | 税務福祉課健康介護班長       | 伊 藤 誠 宏 |
| 会 計 管 理 者 結 城 恵 美   | 教 育 委 員 長         | 太 田 二三男 |
| 総 務 課 長 中 山 進       | 教 育 長             | 齊 藤 涉   |
| まちづくり課長 伊 藤 幸 一     | 教 育 次 長           | 叶 内 範 夫 |
| 税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 沼 沢 弘 明 |
| 産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明 | 代 表 監 査 委 員       | 渡 邊 敬 子 |
| 地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美 | 監 査 事 務 局 長       | 斉 藤 洋 一 |
| 総務課財政管財班長 伊 藤 茂 樹   | 選挙管理委員会書記長        | 中 山 進   |
| 税務福祉課税務班長 大 場 正 江   |                   |         |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一 | 主 任 石 川 忍 |
|---------------------|-----------|

本日の会議に付した事件

認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
財産に関する調書の審査

午後1時06分 開会

**委員長** ただいま平成27年度一般会計ほか6特別会計の決算審査特別委員会の委員長に推薦されました、叶内でございます。精いっぱい努めさせていただきます。また進行上不行き届きの点など多々あるかもしれませんが、皆様方の活発なご意見、また建設的なご意見、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しております。

ただいまから、平成27年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに、委員会を開会いたします。

審査方法について、お諮りいたします。

一般会計は歳入決算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は各会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**委員長** ご異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

**認定第1号** 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

**認定第2号** 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

**認定第3号** 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**認定第4号** 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

**認定第5号** 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**認定第6号** 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**認定第7号** 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**委員長** 認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いします。

（挙手あり）

**委員長** 財政管財班長。

**総務課財政管財班長** （朗読、説明省略）

**委員長** これより一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ款項目を明言され、できるだけ簡潔をお願いします。

**5番** 冒頭でも、代表監査委員のほうから説明の中で収納対策について報告がありましたが、その中で町民税、固定資産税、軽自動車税、この合計で160万何がしの不納欠損が出たということですが、その不納欠損を除いて現年度の未済金額が921万9,000円、不納欠損が320万円ありますけれども、実際に前年度からの収入未済額において回収した金額は幾らなのでしょう。

**税務福祉課税務班長** 決算書の17ページにもありますように、滞納繰越分の収入済み額が27年中の収入分という形になります。

**5 番** 言い方がちょっとまずかったようで、私が聞きたいのは、前年度からの滞納繰越、要するに未収金合計額があって、その1年度で不納額が、回収できなかった税が発生したのが幾らで、実際に27年度で回収したのが幾ら、不納欠損は除いて実際に回収できた金額は幾らなんですかということでした。

**税務福祉課税務班長** 各年度ごとの、例えば26年度なら26年度に課税した分で、滞納繰越した分の、その分の回収の金額ということでしょうか。ここに出ているのは、トータル的な金額しかないんですけれども、各年度ごとの収入済みの金額はというご質問でよろしいでしょうか。

**5 番** 27年度で回収できなかった分、何ぼ回収したのかだけ聞きます。

**税務福祉課税務班長** 26年度から27年度に滞納繰越した金額ということでしょうか。

**委員長** 休憩します。

午後1時36分 休憩

---

午後1時37分 再開

**委員長** 再開します。

**税務福祉課税務班長** 町民税につきましては、17ページの滞納繰越分の収入済み額112万9,604円になります。この収入済み額については、26年から27年に繰り越された分とそれ以前の年度の方も合算になっての1年間の収入になります。固定資産税につきましては127万6,080円になります。軽自動車税については4万8,800円になります。

**5 番** ありがとうございます。この金額というのは、27年度において新たな未収額が発生したと思いますが、これよりも回収したほうが多いのか少ないのか。言い方悪いか、27年度に新たに発生した未収額よりも、この3つで回収した金額のほうが多いのか少ないのか。

**委員長** 休憩します。

午後1時36分 休憩

---

午後1時37分 再開

**委員長** 再開します。

**税務福祉課税務班長** 現年度課税分の収入未済額と、滞納繰越分の収入未済額を足した分が、翌年度の滞納繰越になるという形で、先ほどの質問はことし、現年度の未収額の合計、町民税と固定資産税と軽自動車税、これを足すと440万6,192円になります。現年度、27年度課税した分の未収額がこのくらいになります。これと、滞納繰越分の収入未済額を合わせた分が28年度への滞納繰越になるんですけれども。

**5 番** 私、聞いているのは、不納欠損額において、27年度において発生した未収額と、実際27年度で回収した金額、どっちが多いんですかということを知りたいんです。

**委員長** 休憩します。

午後1時42分 休憩

---

午後1時46分 再開

**委員長** 再開します。

**税務福祉課税務班長** 滞納繰越分の町民税、固定資産税、軽自動車税の3つの税目の収入分が245万4,484円になります。現年度の収入未済額が合計で223万3,867円になります。そうしますと、滞納繰越分の収入済み額が若干多くなりましたという結果です。

**委員長** 奥山君、もう質問回数3回超えて1回……、（「質問さ入っていない」の声あり）では5番奥山君。

**5番** そうしますと、結果的には若干減っているけれども、逆に不納欠損額がなければふえたという結果なんです。そうする中で、この回収に当たっての強硬策といいますか、要するに競売したとか、その家の財産を持ってきて処分したとか、そういうケースはあるのかなのか、質問したいと思います。

**税務福祉課税務班長** 27年度の未収金等徴収に当たりましては、債券差し押さえといたしまして、成果報告書の下の方にありますけれども、13件いたしまして、25ページになります、債券差し押さえということで、所得税の還付金、農業補助金の差し押さえということで実施いたしました。件数といたしましては13件で、金額としては47万9,449円、これが差し押さえした金額になります。そのほかですけれども、町外、県外に転出した方の勤め先とかの実態調査もいたしまして、それにおいて納付相談とかも実施して、県外に出て行った方の徴収もいたしました。こういう結果です。

**3番** 同じ款項目になるんですけれども、17ページ、収入未済額1,162万5,000円ありますね。収納率が8.86%になっているんですけれども、どのような収納方法でやっておられるのかお聞きします。

**税務福祉課税務班長** 固定資産税分の滞納繰越ですけれども、近年になって納税義務者の死亡によって次の相続人の把握等に時間がかかり、調査をしているということで、まず、実際に徴収まで至っていないケースが出てきておりますけれども、相続人をこちらのほうで調査いたしまして、その分で徴収につなげるように努力しております。

**3番** そうしますと、これから収納することができるということでよろしいんですか。

**税務福祉課税務班長** 調査を進めまして努力したいと思います。

**3番** この収納率でございますけれども、昨年度は11.1%収納になっているんですね。26年度は11.18%まで上がっている、しかし27年度は8.86%まで収納率減っているんです。この辺のところ、もう少し収納率を上げていく努力をしていただきたいと思いますけれどもいかがですか。

**税務福祉課税務班長** 努力いたします。

**5番** 次に、不納欠損額のことについてお聞きしたいと思います。

個人情報なので名前等は結構なんですけれども、町民税7万7,000円、固定資産税150万4,000円、軽自動車税2万3,000円の不納欠損処理をしたということでありますが、この不納欠損した理由と金額、これ提示できませんでしょうか。名前は必要ありません。

**税務福祉課税務班長** 不納欠損をした理由といたしましては、生活困窮者ということと、死亡によりということで、町民税に関しては3件の7万7,108円、固定資産税につきましても生活困窮者その他死亡によりまして、調査ということで31件で150万円の不納欠損です。軽自動車税につきましても、生活困窮者ということで3件2万2,600円の不納欠損をいたしております。

**5番** この生活困窮者というところの中身、ちょっとわかりませんので、やっぱり簡単にいえば皆さん生活困窮という方がたくさんいると思いますので、もう少しこの生活困窮者の中身についてお聞きしたいと思います。

**税務福祉課税務班長** そういう生活困窮等の理由により、地方税法の時効の消滅ということで不納欠損いたしました。その生活困窮者という判断もありますけれども、その時効消滅5年間ということで、不納欠損の実施をしております。

**委員長** 休憩します。

午後1時54分 休憩

**委員長** 再開します。

**税務福祉課税務班長** 生活困窮で、収納をもらえなかった方について 5 年の時効で不納欠損しています。

5 年間、頑張ってもらえなかったという方については、例えば、修正申告とかによってさかのぼってした分についての課税がどうしても払えなくなって、そのままになってしまったというのと、それから退職をいたしまして収入を得る方法がなくなってしまったということで生活困窮、それから世帯主の死亡とかにより収入の減による生活困窮、年金生活、国民年金等の低い収入だけに頼っている生活困窮とかという方々、どうしても収入減となる方々が、収入源となるものが途絶えてしまった、収入が少なくなったということで、どうしても日々の生活によっての生活しかできないという方々について、どうしても収入が得られなかったということで、時効の中断もなせずに 5 年の時効で不納欠損といたしました。

**7 番** 21 ページの地方交付税の特別交付税についてお聞きします。特に災害関係が多いのかなという気はしますが、この特別交付税の内訳、どういったことに特別交付税がついてきたのかというのを質問します。

**総務課長** 普通交付税については、いろいろ計算式があつて、それに基づいて交付されるわけですが、特別交付税については、国税 5,000 円、所得税であれば 32%とかそういったものの合計の 6%を国のほうで特別交付税のお金としてとっております。そういった中で、特殊財政需要が発生している部分について、例えば今言われた災害とか、それから豪雪による被害とか、そういったいろいろな部分について町のほうでこういう特殊な需要があるので、これにいただきたいというふうな交付を申請して、その中で査定を受けていただくということになります。いろいろな、町で特別にやっている事業、そういったもの、災害といったものについても申請をしているということになります。災害については、全てが特別交付税の扱いではなくて、予算上災害の、公共土木災害とか、農林災害とかそういったものに該当する分についてはそちらのほうで予算措置をされて、それで交付を受けて事業をします。そして何もならないような、去年の鮎まつりの会場の被害とかそういったものについては災害の認定になりませんので、そういったものについて町のほうで県を通じて申請をして、査定を受けて交付されるということになって、合計金額が来ているということで、細かい積み上げの数字は国のほうからは来ていないと思います。

**7 番** 国税 5 税がこの中に入っているというのは、若干わかっていたんですけれども、この 2 億 4,000 万円という中の、その国税 5 税は幾ら分、そしてそういう災害とかそういった部分は幾ら分とか、この内訳ぐらひはわかりますか。していますか。

**総務課長** まず、国税 5 税の内訳ですけれども、所得税、国のほうですけれども、国のほうの所得税 32%、酒税も 32%、法人税の 33%、消費税の 29.5%、たばこ税の 25%が原資になります。その 94%を地方交付税として各市町村のほうに配分をして、6%分は特別交付税としてとっていると。その中の分に災害とかそういうふうな国のほうで区分けはしていなくて、その 6%の中で特殊な事情によつたものを国のほうに申請をして、それを査定して、この 6%の中で配分をしているということになります。なので、災害分というものはこの 6%のうち幾らということはないです。

**1 番** 22 ページ、13 款の 3 農林水産業使用料ということで、ここに温泉テニスコート使用料 40 万 9,500 円ございます。ここに関しては、町内、町外使用していると思われます。町内の使用そして町外の使用、この割合、金額わかれば教えていただきたいと思います。

**産業振興課長** 大変、こまいところまではわかってなくて申しわけないんですが、町内については学校関係、大会関係で使っているということで、町内についてはそんなになく、主に町外の方が使用した分についての使用料と認識していたところです。数字については、こまいところについては後ほど提示したいと思います。

**1番** このテニスコートの使用料ですけれども、町内はやっぱり学校関係だとは思いますが。郡内にはテニスコートあると思うんですけれども、冬期間のテニスコートの使用が郡内で2カ所しかないので、そんなことでちょっとこの温泉のテニスコートの、町外の方に関してのできれば詳細を調べていただきたいと思います。

**5番** 16ページ、町たばこ税1,970万円ほどの収入があるようではありますが、単純比較で結構なのでそのコンビニが来る前は幾らで、来てから1,970万円になったと思いますが、コンビニ来る前はどのぐらいの金額だったんでしょう。

**税務福祉課税務班長** 26年度の決算の金額を申し上げますと、26年度は1,479万1,579円です。これから今年度が1,970万847円になりましたので、500万円ほどの増額という形になります。

**7番** それでは、23ページの総務使用料の中の町営バス使用料、約100万円ほどの使用料収入があるようなんですけれども、この収入を得ることによってバスの運行規定を自由にできないのではないかという、私は懸念を持っておりますけれども、この105万円という収入を得ないで自由な運行設定のもとにやっていくという、そういうような考え、つまりオンデマンドとかで、家の前から乗り降りできるというようなバスの運行体系も、この収入がなければできないのではないかなと思うんですけれども、それはどういった見解を持っていますか。

**まちづくり課長** 町営バスにつきましては、昨年無料化実証実験ということでやっております。2か月ほどですけれども。担当のほうでも乗車して、乗っている人の意見などを聞き取りに乘車しております。金額的なところでの利用というふうなことはないような状況です。200円が高いとかお金がかかるから乗らないとかという問題ではないようです。2番議員の一般質問にもありましたように、今、担当で検討していることは、やはり堀内地区から新庄までの乗り合いタクシーの普及をどこまで対応していけばいいのか、また全町的な交通弱者に対するサービスの平等性みたいなことを検討していくために、調査をするという今の段階でございます。よって、無料化といいますか、デマンドといいますか、そういうふうな中での検討ということはまだ具体的にはしていない状況です。

**7番** 金額の問題ではないという認識ですよね。だから、とらなくてもいいんじゃないか。つまり、金額をとることによってコースの変更ができないんじゃないかとお伺いしているんです。まずそこが、金額をもらうから運輸局でしたかどこかにルートをやらなくちゃならないわけですよね。その金額をもらわなければ、自由に乗りおりできる、住民が使いやすいバス運行ができるのではないですか、その検討はしていますかということをお聞きしているんです。

**まちづくり課長** オンデマンドまでは検討は今現在ではしてございません。

**7番** 高齢者の声を聞きますと、私に届いている問題は2つあります。バス停に行くまでが大変だという1つの声、それと、今バス代200円でしたよね、200円で若あゆ温泉まで行って350円払って500円を超えてしまうと、飲み物とかもある。そうしますとその200円がなければ500円以内で若あゆ温泉に行って、ジュース1本飲んで入ってこれると、ここなんです。2つ問題なんです。やっぱり年金だけに頼っている方の楽しみというのは、まず温泉に入ることとかおしゃべりすること、そういったことをワンコインの中でおさめられる方策として、バスを無料化にするというのが有効であると、私は考えているんですよ。そうするとこういった、運輸局に届け出が必要な料金をもらっての、変な

言い方ですけれども 100 万円程度しかないあれで縛られている必要はないんじゃないかなと。無料に  
してしまって、どんどん温泉に来て、温泉でお金を使ってくださいというようなバスの使い方でもい  
いのではないかなと思うわけです。その辺のところ、ぜひ検討を、次に向けてお願いしたいと思います。

**まちづくり課長** 料金につきましては、料金そのものだけの収入が入って、それを活用できるというこ  
とではなく、いろいろな補助金等も兼ね合いがございまして、有料にするからこそ補助事業としてい  
ただけるお金があるということも勘案しながら、今後検討していきたいと思います。

**1 番** 40 ページ、雑収入でございすけれども、ここにチケット取扱収入とございます。このチケット  
というのはどういったものを役場で販売したのか、どういう形にしたのか、これをお伺いしたいと思  
います。

**総務課長** この表現は昔から使っているもので、ちょっとわかりづらいんですけれども、これについて  
は、生命保険とかそういうものを団体で取り扱って、役場のほうで給料から天引きすることによって  
若干安くなったりするわけですが、そういった扱いで、そういうふうに手間をかけずにあちら  
のほうでは、企業のほうで手間をかけずにやったものについて、交付をいただいているというような  
お金になります。

**1 番** チケットというと、非常に、何か販売したのかなという感じを受けるので、別の表現で分かりや  
すい表現でしたほうが、問題なくなるのかなと思います。そこら辺、検討してみてはいかがかなと思  
います。

**総務課長** この表現を少し勉強して、適切なものに変えるようにしたいと思います。

**2 番** 31 ページ、老人クラブ運営費補助金とありますけれども、この内訳をお願いしたいと思います。

**税務福祉課福祉国保班長** 済みません、老人クラブ運営費補助金の内容なんですけれども、県から老人  
クラブの人数あるいは老人クラブのクラブ連合会単位組織、何単位組織しているかによって、県から  
お金が来る金額でございます。

**2 番** ありがとうございます。県からの県支出金ですので、それはわかっておりますけれども、何が言  
いたいかというと、やはり、老人クラブの今の現状というか役割、自分たちの趣味のためにだけ頑張  
ればいいのかと思ったら、ふたを開けたらどっこい行政のほうでも随分頼りにしているような状況  
がかいま見られます。やはりそれだけの組織を頼りにするのもわかるんです。そういうものに対して  
やっぱりこれから健康づくり、前もあったとおり健康体操も確かに必要でしょうけれども、老人の  
方が楽しく健康づくりをするというものに対して県でも助成……。

**委員長** 予算の歳入の審議をしているので、質問の……。

**2 番** わかりました。県のほうでそういうものに対して助成していただいているということで、わかり  
ました。

**3 番** 35 ページ、16 款の 1 の 1、財産貸付収入ですけれども、新雪国エコ環境住宅土地貸付収入 48 万  
円、これ場所はどこですか。

**まちづくり課長** 堀内地区にある国設住宅でございまして、大地熱利用の融雪設備を有した住宅です。  
金額につきましては 4 万円掛ける 12 カ月分となっております。

**3 番** そうすると、土地貸付収入が 48 万円ですけれども、住宅の使用料というのはないわけですか。

**まちづくり課長** 今申し上げました 1 カ月 4 万円という金額の中に住宅貸付と土地の分ということで  
月 4 万円ということです。

**4 番** 16、17 ページの中で、款項目全般に該当する部分というか、先ほど税務福祉課の説明のほうで未  
収額のわけとして生活困窮者という中の言葉の中に死亡であったり財産放棄であったりということ

で、収納する先が探しにくいということがありましたけれども、今後、町を出て行ったり、田んぼなり住宅なりが財産評価がなくて、ひとり暮らしの人が亡くなられたという方が出てこようと思いますけれども、それでの収入がこの未済額のほうに、町で処分をして土地、家屋等を売買した過程で、ここに未済額のほうに入ってくるのでしょうか。それとも処分した中身に関しては別のところで受けるのか、その中身をちょっとわかればお聞かせ願いたいと思います。

**税務福祉課税務班長** 済みません、今の質問は町でその物件を差し押さえをして競売にかけた場合という意味の質問でしょうか。

**4 番** とる相手がなければ、さっき 5 番委員からもありましたけれども、家屋家財もしくは何か押さえて収入していただけましたかという質問ありましたね。その相手が存在しないけれども、土地家屋が残っていた場合は町はそれを処分してこれに充てるのですかということと、町はそれを、財産放棄した町にある土地、家屋等に関しては、抵当とかいろいろなものに入っていなければ、町で処分できるような権利があるんですかという両方です。

**税務福祉課税務班長** 処分については、もう 1 回詳しく地方税法を見なければいけませんけれども、町が当事者、課税の権利者になるので、町自体が建物を買ったりとかはできないと思っております。なので、新たな相続人、持ち主等が現れるまで、そのままの状態ではないかと思っております。

**4 番** ちょっと外れるかもしれませんが、それでは、新たな相続人、相続権者が全て法律上の相続権者が司法のもとで相続を放棄手続をとられた場合、そこに住んでいた家の家長さんが亡くなられた、それを全ての家族、親族が相続を司法の手で法律上をもって財産放棄を、相続放棄の手続をするということになってきた場合に、その家の延滞分は残りますね。それに関してはその建物は町で処分することができるのか、土地を処分して納めてもらうことができるんですかということと、逆に、その処分は町はできませんと答えればそうなんだろうけれども、そこなんです。

**税務福祉課税務班長** 大変申しわけありません。今、町自体でその建物を処分できるかどうかというものはきちんと法律を確認してみたいと思います。それからお答えいたします。（不規則発言あり）町には、当事者なので権限はありません。

**2 番** 18、19 ページ、ゴルフ場利用税交付金、これ前年度で 400 万円だったのが今年度増額になったようなんですけれども、その要因とかわかればお聞きしたいと思います。

**総務課長** 去年が 400 万円ではなくて、まずこの 400 万円というのは予算額になります。当初でとっている予算で補正はしていなくて 400 万円で、収入済額が 569 万 6,000 円となります。ゴルフ利用税については、そのゴルフ場があるところの税收分を県に、県税ですので入っていきますけれども、その 7 割が入ってくるということになります。その金額が 560 万円ということになります。昨年の金額については 575 万 2,600 円で、去年より若干下がっているという状況にあります。ほぼ同じでございます。

**7 番** 35 ページの物品売払収入 42 万 8,000 円、これ何を売ったのか、何品目なのか、そこら辺のところ質問します。

**総務課長** これについては、町の更新した除雪機械を最上広域さんに払い下げた分の金額になります。

**7 番** そうしますと、最上広域さんに払い下げたということは、まだ使えるものをそっちにやったと、売ってしまったということなんですか。使えるものを使わないで売っているというふうに聞こえるんですけれども。どういう理由なのかちょっと。

**まちづくり課長** 昨年、私、地域整備課におりまして、予備車として活用していた除雪機でございますけれども、これにつきましては県からの払い下げで受けた除雪機でございます。予備車として今後使

えるかということで、いろいろと支障もあり故障も多いと、経費もかかるということで、昨年1台導入したという中で廃止をさせていただいたということです。たまたま、広域のほうのリサイクルセンターのほうで活用したいという申し出がございましたので、その辺を酌んで下取りをしていただいたというふうになってございます。

**7番** わかりました。東京都でやっていることなんですけれども、いろいろな財産をインターネットとかで処分して、要らないものは売って収入にすることで成果を上げているみたいです。やっちゃいけないということでも何でもなくて、やっぱりそういった倉庫がいっぱいだとかそういう話も舟形町は聞きますので、そういった整理整頓をやっていくべきかなというのも含めて聞いてみたんですけれども。そういった要らない物品、今後多々あるのか、倉庫に眠っているのか、そこら辺のところは把握していますか。

**総務課長** まず、学校が統合しまして空き家になっているわけなんですけれども、その物品については第一義的には地元の人に役場で使わないものについては、使っていたけるものは使っていただきたいということで、役場で処分するにもそれなりにお金がかかるので、そういった処分をした経過があります。あとは、売れるようなものというのは役場には基本的には余りないと思います。物置が欲しいというのは、物置については若鮎まつりの会場に必要な物品とか、テーブルみたいなのか看板とか、そういったものに必要なものの倉庫であって、不用なものについてはその都度処分をしているところです。そういったものについてはリサイクルセンターとかそういったところに持っていったりしております。現在のところ、そういうような、毎年毎年大掃除のときに処分していますので、今のところそういう売れるようなものはないと思っております。

**3番** 40、41 ページ、雑入ですけれども、派遣職員人件費負担金 996 万 5,000 円ありますけれども、これどこからの負担金ですか。

**総務課長** これについては、最上広域のほうに1名派遣しておりますので、その人件費、共済費、職員手当等、全てそちらのほうから来ることになっておりますので、その金額になります。

**3番** そうしますと、派遣職員によってこの金額が、全然、職員によっては違ってくるということでよろしいんですか。

**総務課長** そういうことになります。あくまでもその職員の実費の給料ということになりますので、若い人が行けばそれなりの返戻金といいますか、負担金ということで戻ってくることになります。

**5番** 同じ 40 ページの、雑入の、最上広域ドクターヘリ誘導業務補助金 78 万 5,700 円とありますが、この金額というのは、実際町で支払っている金額全額来るのか、それとも来る基準等があるのか、もしあるとすればその内容についてお聞かせください。

**総務課長** 細かく言えば全額ではないのかなと思います。というのは、平日の日中は役場職員で対応しておりますので、その分については広域からの、ドクターヘリの負担というのは発生はしません。なので、町のほうの経費でやるということになります。土日祝日は雇用しております。ドクターヘリの誘導のために職員を雇用していますので、その分と、それから専用の電話あります。ドクターヘリが来たときにそちらから真っすぐ入るような電話ありますけれども、その電話の通信料とかそういったものについて負担をしていただけるということになります。

**5番** そうしますと、平日の職員部分を勘案しなければ、この金額で賄えるというような理解でいいんでしょうか。

**総務課長** ドクターヘリについては、そういうことになります。

**7番** 41 ページ、今のドクターヘリの下の項目の東日本大震災原発事故賠償金（過年度分）6 万 7,000

円と書かっていますけれども、これは毎年来ているんですしたか。何に対しての賠償金を、国から来ているんですかね、東京電力から来ているんでしょうか。その辺のところ質問いたします。

**総務課長** これについては、原発の事故に伴いまして温泉の入浴客が減っているということで、入湯税の減分について、東京電力から賠償金としていただいているという金額になります。算定については、東京電力さんのほうで、町で申請をしているその時期のものについて算定して、今のところは毎年来ているようです。

**7番** そうしますと、いつまでこれが来るかはわからない、つまり、いつかぶつと途切れたりするということなんですか。交渉とかはしているんでしょうか。そこら辺のところを質問します。

**総務課長** これについて交渉とかではなくて、その時に国からの指令に基づいて、どのくらい、対前年度と比較して入湯税がどのくらい落ちたということについて申請をして、それを東電さんのほうで毎年毎年今のところ負担しておりますが、これはいつかなくなるということで捉えております。

**4番** 43ページの上から4段目、農地中間管理事業管理事業委託金 135 万円、これ国の機関から県を経て業務委託されているかと思えますけれども、この業務の内容であつたり委託金の中身をよろしくお願ひします。

**産業振興課長** この件については、事務費という形で国から県を通して来るということになります。済みません、農地中間管理事業は、県の事業ですので、県から、ちょっと済みません……。

**委員長** 休憩します。

午後 2 時 3 7 分 休憩

---

午後 2 時 3 7 分 再開

**委員長** 再開します。

**産業振興課長** 大変済みません、勘違いをしました。

これは、農地中間管理機構という機構がありますので、そこから来る関係で雑入に入るということになります。内容については、その農地中間管理機構に農地を預ける方、さらにはそれを借りようとする方々がいるわけですが、それらをマッチングするためにどうしても日中じゃなくて夜ということもありますので、その人件費、いわゆる時間外というところもここの中に入りますし、そのマッチングするためにいろいろな消耗品等についてかかりますので、そんなやつも全部ここの中に入って 135 万円という形で上がっております。

**4番** マッチング作業に係る費用に携わる人件費ということですが、28 年度分のマッチング作業も明日明日から始まるのかなと思えますけれども、これは役場職員等でやっておるわけですね。これ、管理機構業務を委託されて、機構から業務委託されているのはいろいろな形があります。役場で受けているところ、JA で受けているところ、土地改良区で受けている、市町村で受け皿を持っているところいろいろ違うんです。当町においては町職員の農政班のほうで業務を遂行しているかと思えますけれども、これについては基本的には給料は別な形の中で見られているかと思えます。あくまでも、外れた残業分にこの 135 万円の手当もしくはその他の経費、例えばパソコン、コピー機カウンターにしても、その部分を分離してこの経費を充当して支払っているのか、その詳しい中身をちょっと聞きたいなと思えます。

**産業振興課長** この事業については、今、委員がおっしゃられたように農協であつたりそれから両方であつたりという形もあるんですが、今、町のほうで、どうしても農協さんとタイアップしてやるところはやっているんですが、なかなか事務的に進まないところがあつたりしますので、町で今その中間

管理機構さんから事務委託を受けてそれをやっているという形になっています。用途としましては、使い道にしましては、時間外ということも先ほど申しましたし、当然コピー機を専用に使って印刷をするということもありまして、さまざまな消耗品等々も発生してきます。そんなものを使って、使用させていただいて、そのマッチング作業をできるような体制をつくってやっている経費に充てているというふうになります。

**4 番** わかりました。町全体の職員の仕事の適量を端から端まで1日、1カ月張りついて、私見ているわけにはいきませんが、この農政班の業務はこの時期並びに転作等々の確認だったり、書類業務だったり非常に業務が多い班になっております。本来であればできるだけ残業業務をしないような形で町の指導があるかと思えますけれども、日曜出勤どころか8時、9時までやっている場合もあります。ましてこのマッチング作業においては、一般の農家の方が兼業農家であって、勤めながら行く場合の時間を外してマッチング作業をやるわけです。それは確かに業務外になるわけです。そういういろいろな形の中で、幅広い課、分野があろうかと思えますけれども、ならばこの仕事の量の均一化を図るためにも、こういう調整、委託費というか費用が出ているのであれば、これをしっかり適切に使用していただいて、働いて苦勞していただいた分に対しての対価をきちんとやっていけるような形をとっていただければと思います。

**産業振興課長** 今、委員がおっしゃられたように、この作業についてはかなりやっぱり厳しいところの事務の量があります。当初、この事業に入ったときに1人雇っての分も出していただけないかという話も機構と詰めましたが、それはまかりならんということもありましたので、今、この、そして予算的なこともありましたが、この135万円の中でやらせていただいている形になっておりますけれども、今、委員が言われたようになるべく職員にも負担のかからないような形でやっていきなら進めていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

**委員長** 質疑の途中でありますけれども、3時まで休憩します。

午後2時43分 休憩

---

午後3時00分 再開

**委員長** 質疑を再開します。

**1 番** 42、43 ページの雑入でございます。ここに公衆電話使用料等収入4万7,009円ございます。舟形町で今、公衆電話って何カ所設置になっていますか。というのは、ある町民の方から、舟形の駅に設置されている公衆電話、現在外されているということで、あそこにふなしん来て何かタクシー呼んだり何したりするのに非常に電話がなくて困ったというようなお話を伺ったものですから、それに合わせて今この公衆電話の使用料というのがここにあるので、合わせてお聞きしたところです。

**総務課長** 済みません、公衆電話については台数は今ちょっと手元にないのでわかりませんが、基本的には公衆電話というのはNTTさんで設置する、撤退するというのを決めております。役場に入ってくるのはその手数料関係が入ってくるということになります。10円に対して1円50銭でしたか、そういう手数料が入るということになります。今、携帯電話とかになっているので、NTTさんでは維持管理がかかるということで、軒並み撤退はされているという状況にあります。この駅等については、そういう理由で余り利用の数が少ないということで撤退されたものと理解しております。

**1 番** 普通の公衆電話だとわかるんですけども、やはりあそこはふなしんということで、非常に利用が少ないということもあるんですけども、なかなかお年寄りが携帯電話持ってくるということもなかなかないような感じもしますので、やはり使用頻度云々にかかわらず、そういうところの町民の安

全・安心ということから鑑みれば、やはり、NTTさんで勝手に外したわけでもないと思うので、そこら辺、町等に外していいかどうかというのは、そういうのは一切話はないのか、もしあるとすれば、そういった町民の要望をやっぱり少し聞きながら対処していったほうがよかったのかなと思っています。

**総務課長** 役場には外させていただくというNTTさんの決定事項としてこちらに通知は来ると思います。その中で、こちらではそのまましてほしいとかそういったことについては要望はできるかもしれませんが決定権はNTTさんにあるということになります。これでどうしてもこの電話等について必要であるということであれば、公衆電話でなくてピンク電話とかいろいろな種類があるのかなと思いますので、これについてはちょっと勉強させていただきたいと思います。

**1番** やはりそういう町民の声があるので、いろいろ調査しながら町民のためになるようなことをやっていただきたいと思います。以上です。

**委員長** ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**委員長** なしと認め、一般会計歳入の質疑審査を終結いたします。

一般会計歳出の審査を行います。第1款議会費の読み上げをお願いします。

**財政管財班長** （朗読、説明省略）

**委員長** これより、第1款議会費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**委員長** 質疑なしと認め、第1款議会費について質疑審査を終結いたします。

第2款総務費を審査します。読み上げをお願いします。

**財政管財班長** （朗読、説明省略）

**委員長** これより、第2款総務費の質疑に入ります。

**7番** それでは51ページの一般管理費、職員採用試験事業6万6,000円、この内容について何名雇ったのか質問いたします。

**総務課長** 別添資料の主要施策の成果調書、この報告書ありますけれども、そちらの1番最初のページ、1ページをごらんいただきたいと思います。

採用試験については、1次試験を9月20日、23名の申し込みがありましたけれども辞退がありまして、1次試験は19名受験しております。9月20日です。教養試験と適正試験を行いました。1次試験を通過した者は9名です。2次試験についてはその9名の方について11月1日、作文試験、面接試験を行っております。採用者は5名であります。

**7番** そうですね。そして私は非常にここの過程の中に物すごく疑問を持っています。その疑問というのは、せっかく職員として雇った方々が、若いうちに退職されるという案件がここ何年か続いていると思います。これは、きちんとその方々が舟形町に住んで、あるいは行政にかかわって、新庄から来る人だっているでしょうから、この舟形町の行政にかかわって、長く仕事をしたいというその人の選定がうまくいっていないんだろうかという疑念です。これは、前町長と雑談で話したことなんですけれども、多分言ってもいいだろうと思うんですけれども、町長が余りかかわらないと、この人を選ぶ際に。そういうような話も聞きました。逆にそういった部分が、町長が雇って仕事をさせたいのに町長がかかわれないというのが、何かの線引きがあってなされているんでしょうけれども、非常に、雇いたい人がこういう人が欲しいんだという選定ができていないんじゃないかという疑問がありますけれども、そこら辺はきちんと人の選定というのをやっておるんですか。

**総務課長** まず1つ、若い人が退職しているということについては、実際退職ありますけれども、その人についてはまず1つは、数年前にやめた保健師さんについては、保健師活動を別のところでやりたいという希望があって、同じ職種を選んで別のところで頑張りたいということでもあります。この間やめた若い方については、別の夢も持っていて、そちらのほうに向かいたいということですので、それは本人の希望であるのでやむを得ないのかなと思います。それらの方については、成績も優秀でありますし、面接の試験も優秀であったということで、町に、基本的には骨を埋めたいということで来たんでしょう。そういったことで選定に問題はなかったと思いますけれども、その方が別の夢に向かっている新しい仕事をしていく中で向かうということについては、それはちょっとやむを得ないのではないかと思います。

もう1つ、町長がかかわらないということについては、いろいろ町長がいいと言えば成績が下がっていてもいいと、そういううわさが立ってもまずいので、公正な立場で採用試験を面接試験をするということを前提に、試験官については、基本的には他町村の方々と、それなりの立場の人をお願いして、その人から見ていただいてやっているということでもあります。それについては、10年以上になりますか、町長はかかわらないということの考え方でうちの町はやってきているということでもあります。

**7番** かかわらないというのがいいことなのか悪いことなのかと言えば、今の段階では私は悪い方向性なんじゃないかと思っています。もう1人いますよね、マラソンだか何だか、自分が夢があるからそっちのほうに行きたいと言って、五、六年前ぐらいだか行った職員もいるような気がします。夢は、職員採用する際の夢は舟形町をどうしたいかという夢のある人を採用すべきなんじゃないですか。やっぱりそこら辺は確認をして、夢がほかにありますというような人は大いに出ていく可能性があるわけだから、そういった方はやっぱり職員採用するべきではないと思います。夢はあくまでやっぱり舟形町をよくしたい、自分が舟形町にかかわって、何かの事業をやってみたいとかそういう夢のある方を、たとえ学力がちょっと低いとしても、それはそういった方を雇用して育てていくというのが、私は筋なんだろうと思います。そこら辺の、言うなれば、1つの舟形町の職員というの、足かせというんですか、ちょっとした働き場にして……、

**委員長** 佐藤君、決算審査だから数字的なものを中心に、採用試験の理想論的なことではなくて、もっと現実的に、数字的なことで質問をよろしくお願いします。

**7番** ですから、もう1回言います。この採用試験の内容に疑念を持っているという話です。そういった職員が、すぐやめるような職員を採用しないでくださいと、そこは面接をしっかりと今後やっていっていただきたいと、そういうことです。

**総務課長** 1つは、町長が面接から外れているというのは、前の町長とか、その前の町長から聞いているところによると選挙とかに絡んで、その自分の選挙の応援している人が採用されているのではないと言われるのがちょっと問題があるのではないかとということもあって、今の形になっているんだろうと思います。それがいいのかよくないのかということについては、新しい町長が判断すべきということだと思います。

それから、面接試験について、もっと厳格にやるべきだということですが、面接は厳格にやっております。そのときにも全ての方がやる気があって、舟形町に住んで、そこで行政をやりたいということを言っています。その段階でその人が次の目標も2つも、3つもあるんだということを20分間ぐらいの面接の中でそれを読み解くというのは、なかなか難しいのではないかと。本人はここに採用されるつもりで来ていますので、それを、面接でそれをはっきりさせるというのは、うちのほう

でも聞いています、いろいろ聞いていますけれども、全ての方が舟形町で頑張りたいと言っています。実際、今度1次試験、2次試験を通っても、県職員に合格した場合については県のほうに行きますというような辞退の方も実際おります。面接しているときにはそういったことは一切言いません。なので、こちらのほうではなかなか難しいということになります。

**町長** 町長がかかわらないのが悪いと言われたんですが、私も今年度の試験については、面接官にも入っていませんし、従来のおりしたいと思いますが、試験の方法についてはやはり7番委員さんが言われたとおり学力重視だけでいくと、やはり社会能力の対応の問題等々のものもありますので、学力とそれから面接等々の試験の比率を同じぐらいにするということで、同日に全ての方に面接とそれから午後から学力試験ということでの総合で2次試験にいくというような形に変えたいと思って、ことしからそのように実施する予定です。

**3番** 55ページ、まちづくり推進事業ですけれども、まちづくり審議会報酬21万6,000円となっておりますけれども、委員の数は何名いらっしゃるんですか。

**まちづくり課長** 10名でございます。

**3番** この10名というのは、26年度と同じ人数ですか。

**まちづくり課長** 26年度と27年度……、同じだと記憶してございます。

**3番** 26年度は、審議会報酬が35万4,000円になっているんですね。そうすると、人数が同じだということになりますと、14万円ぐらい下がっているんですけれども、これ、1人当たりの報酬を下げたということになるわけですか。

**まちづくり課長** 済みません、失礼しました。人数ですけれども12名でした。済みません、訂正いたします。それで、会議報酬につきましては、開催回数によって会議報酬ということでやっておりますので、その金額が違う理由はそういった理由でございます。

**3番** そうすると、委員の報酬は同じということでよろしいんですね。

**5番** 総務費の中で不用額が一番多いようであります。6,800万円ほど不用額ありますが、その中で、54ページ、まちづくり推進費の中で不用額915万円とありますが、予算は皆様方が実際使うであろうということで立てているわけです。あわせて臨時会も開きながら補正も行っているという中にもかかわらず、このまちづくり推進費1つとっても915万円の不用額が出ているということで、非常に精度的に甘いんじゃないかという感じがします。その中で、19負担金補助及び交付金が特に486万3,000円不用額になっていますが、この不用額になった理由、あわせて、19の負担金補助及び交付金が480万円ほど減った理由をお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長** 19節でございますけれども、この節につきましては、空き家の解体補助金ということで200万円ほど計上してございましたが、その活用がなかったという分で200万円でございます。そのほかに、除雪機の購入補助金、それとささえあい除雪補助の分を見ておりましたけれども、その分の残を合わせましてこのような480万円という格好になってございます。

**5番** 理由はわかりましたが、不用額というのはこのぐらい出てもやむを得ないという理解でいいのか、もう少し精度の高い予算という形にできないのか、これについてもあわせて質問したいと思います。

**まちづくり課長** 除雪機の購入関係の補助金につきましては、個人で買う場合の4分の1で10万円、それから老人世帯等の協力ということであれば20万円という形で、ぜひ町としても地域の支え合いに効果があるように進めてはみたのですが、そこまでの希望者がいなかったと思っております。また、空き家対策についての解体関連ですけれども、金額も上げて補助額も上げて対応したんですけれども、その分で少し多目ということで4件ということで見えていたんですが、それもやはり調査不足だった

せいか、希望者がいなかったという状況です。やはり計上する際にもう少し実地的な調査をして対応していきたいと思います。

**5番** 通常、民間会社であれば非常に喜ばしい実績かと思いますが、何せ公共団体については、やっぱり歳入歳出きちんと合わせてやっていくというのが筋でありますので、もう少し精度の高い計上ということをお願いしたいと思います。

**まちづくり課長** また弁明に近いところになるかもしれませんが、実は3月の段階で大体見切りで補正で削る場合がございます。なかなかその段階でいろいろな駆け引きございまして、そのままになっているということも、ちょっと、お見知りおきいただきたいと思います。

**7番** 51ページ、もう1回職員採用試験について、違う方角から聞きます。

この成果報告書の1ページに採用者5名と書いてあります。先ほど、課長の答弁でこういうふうに言いました。その、もし5名の中に例えば県職員のほうが受かってしまったという場合は1名欠になりますね。そうすると採用5名というのは、町は例えば採用6名したいというものに対しての5名なのか、5名採用したいということに対しての5名なのか、まず、ここを質問したいと思います。

**総務課長** うちのほうでは、このときには6名の採用を出しております。

**7番** そうしますと、この6名というのは、いろいろな課で人員が欲しくて6名と出してきているはずなんです。そして5名しか採用しないということは、1人足りなくてその人材が不足するということになってくるわけじゃないですか。そうしたら、ここの採用試験の中で、例えば繰り上げて採用するとか、そういった処置をとらなければ、その課は1年間人が足りないまま行政を担うという課が出てくるわけじゃないですか。もしかしたら、繰り上げて採用する人の中に、長く勤めてもらえるあるいは学力が多少点数が低くても、長く勤めてくれる人であってコミュニケーション能力の高い方であれば6名採用してもよかったんじゃないですか。

**総務課長** その件については、いろいろ検討しましたがけれども、辞退があつたのはもう既に合否を皆さんに出しているということにあります。したがって、不合格ということを本人に通知をしております。それを改めて補欠ということ、うちのほうでは、町村によってはあると思いますけれども、補欠合格ということはおしておりませんので、したがって繰り上げるということはおしていませんでした。うちのほうで最終的に町長とも相談をして、5名の採用に至ったということになります。それから、27年度中の退職者でありますけれども、定年が基本的には3名でした。それが、町長も含めまして途中で自己都合で退職された方が3名で、結果的に6名になっておりますけれども、それは、森町長の分については早期からわかっておりましたけれども、ほかの方については想定をしておらなかったもので、定年3名プラス1名で4名が欠になるということでありましたので、5名でも1名は充足されるということですので、最終的な判断として5名を採用するという事になったということでございます。

**7番** 合否を通達する手段、方法を変えれば、別に例えば合格の方だけ最初に出して、少し、1カ月とか後に不合格とか出してもいいんじゃないかなと思うんですけども。案ですよ。じゃなければ、もともとの計画の人員に達しない、足りているって、それは答弁で言うでしょうけれども、必要だから6名採用しますと計画を上げてきているんだから、6人必要なんだろうということなんです。そこを、やっぱり調整して、必要なところには必要な人員を配置していくというのは、必要だと私は思いますから、そこら辺のやり方は今後検討すべきじゃないですか、町長。

**町長** 不合格者に通知を遅く出すとなると、その不合格者の将来に、採用されなかった場合の人生設計ができなくなるということもありますので、そこはちょっと難しいかなと思いますが、先ほど総務課

長からもありましたけれども、補欠採用というか、そういうところも通知の仕方もあるようですので、そういったところも含めて検討させていただきたいと思います。しかしながら、一番の問題は、給与面もあるんでしょうけれども、県の採用試験が受かった場合とか、例えば新庄市の採用試験に受かったらそちらに行くというのではなくて、そちらも受けているけれども、ぜひ舟形町の職員として頑張っていきたいと、そういう職員の人たち、そういうふういろいろな若い人たちが舟形町役場に入りたいと思えるような、そういう役場づくりというのがひとつ大事なんだろうと思いますので、しっかりそういうところも踏まえて今後取り組んでいきたいと思います。

**4 番** 59 ページ、2 の 1 の 7、5 番再生可能エネルギー設備導入推進事業、これ、生涯学習センターに太陽光並びに LED 等々設置したり、あとは成果表で見ると太陽光発電を 2 件の方が導入して補助金とありますけれども、その内容を詳しくお聞かせください。

**まちづくり課長** おっしゃるとおり学習センターの太陽光の設置です。そのほかに補助金として、太陽光発電 2 件ですけれども、金額としては補助事業 1 件が 12 万円でもう 1 件が 11 万 7,000 円ということで、2 件太陽光の補助となっております。

**4 番** 学習センターは今回、小学校、農村環境改善センター等々に同じような形で設置してありますけれども、蓄電池を備えて、何か非常時のためにというのが前の話でしたけれども、今現在、これ、発電されているやつはその施設の中で有効的に電気を、経費削減のために電気を使っているんですか、使っていないんですか。

**まちづくり課長** 当初ですけれども、県の基金を活用してということで、避難所と想定されてある舟形小学校、それから農村環境改善センター、それで昨年度設置しました生涯学習センターということでなっておりますけれども、蓄電池の分はちゃんと放電して活用されてございます。例えば、舟形小学校については街路灯、あとは部屋の電気等、蓄電池での蓄電と、あと改善センターにつきましても街路灯 1 基、舟形小学校につきましても街路灯 3 基で活用させていただいております。あと、生涯学習センターにつきましても、LED 照明 45 基ということで、この補助金のもとに設置してございます。

**4 番** 学校と改善センター、公共施設等の年間の電気量、今まであった電気量に対して、太陽光設備をして放電の意味をもってそれをその施設で電気を使っているのであれば、かなり削減されているのかと、費用対効果じゃないけれども、その太陽熱を使ったおかげで今までの電気量がいかほど安くなっているという試算をしているのかということと、太陽光発電民間でつけた場合には、私は基本的に県、町のリフォーム補助金が該当になってという形の記憶があるんですけれども、改めてこの科でも、この部分でも、発電、それにプラスして補助金という形なんですか。太陽光を個人でつけるときは、県、町のリフォーム補助金が該当になるんです。県の補助金該当になれば、町の補助金も同額で該当になるんです。それにプラスで太陽光発電、2 件つけた方にはこれを補助金としてやっているんでしょうかということの質問です。

**まちづくり課長** 補助金の重複はできません。一応、太陽光の設置について相談にいらっしゃるときに、どちらが有利かまず考えて、情報提供しながらそれで選定していただいて、有利なほうをお勧めしているという状況です。

**5 番** 2 の 1 の 2、何ページですか、済みません、50 ページ、その中の、文書広報費、その中の広報ふながたの件で、成果のほうには町政などに関するより詳細な情報を提供することができたという成果内容であります、町で本当にそれを考えているのか。要するに言いたいのは、もう少しインパクトを与えるために議会報と同じような形の表紙、裏はカラー刷りするとか、全面カラー刷りするとか、

もう少し、唯一の町と町民との本当の橋渡しの重要な広報誌ということを考えていけば、もう少し改良すべき点があるんじゃないかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

**まちづくり課長** 町の広報誌につきましては、現在担当が2年目です。昨年、1年目ということで、新採の担当者を担当させたということもあるんですけども、ただ、その班では大体経験者、広報経験者が3名ほどおります。いろいろな指導をしながらとにかく新採の担当でもあるということで、いろいろな横の、役場の横のつながり等について、広報担当は垣根を越えてできるよということいろいろな指導しながらやってきているところですけども、なかなか特集記事を書いて、皆さんにいろいろ町民の方々に問題提起をするということと、もう1つは広報の役割として記録をとるということ、広報公聴面での問題提起をしながら町民の暮らしに役立つような内容でということ考えているんですけども、なかなか形にならないといいますか、特集記事、予算の不用額にも35万円ほど余していますが、当初の段階では20ページぐらいを毎月の目標でやっていたという経緯を聞いているんですが、なかなか20ページをこなせないところだったということもあって、今後、いろいろな反省を踏まえて、町民から読まれる内容のこと、それから町として記録をしていくというようなことも踏まえて、検討をしていきたいと考えております。

**4番** 2の1の13、ページ数で言いますと62、63ページの防犯対策費での負担金補助及び交付金795万9,000円ですけども、これ、全町内の町内会の防犯灯交換並びに防犯協会さんの助成金かなと成果表ではありますけれども、先ほども言いました、太陽光をつけて実際じゃあどのくらいに太陽光のエネルギーを使って発電されて、費用が削減されているのというものを数字に表しながら、学校の勉強の教材にしたり地域の課題にしたりする必要性が大事かと思えます。と、同時に、これも各地域にLEDの街灯をつけたわけです。今まで各町内会では蛍光灯並びに電球の電氣量を支払っているわけです。今まで支払っている単価がわかるわけです。蛍光灯からLEDにかえたときの電氣量も明確にわかるわけです。それを町内会長さんから聞いて、費用対効果とまではいかないかもしれないけれども、どのくらい削減になっているの、自然エネルギーでこのくらいになっているという数字というものは押さえてありますか。

**総務課長** まず、学校の勉強の関係ですけども、まちづくり課のほうで整備したものについて、小学校のほうにはテレビ画面をつけて今どのくらい発電しているとかそういった勉強をするものは、補助対象にはなりませんでしたが、町の単独事業でつけておりますので、子供たちはそれを見られる環境にあると。小学校にあるということになります。

それから防犯灯については、これについては、電氣量をどのくらい安くなったということは押さえておりませんが、ある町内会の報告では今までの防犯灯の金額から電氣量が3分の1になったと聞いております。なのでトータルで、今、538基ありますけれども、その分の電氣量の3分の1ぐらいになったのではないかと考えております。

**4番** 押さえていない、各町内会に押さえていないということで、あるところではそういう数字が出ているということです。各町内会、帳簿上大変なのかわかりませんが、恐らく何え即座に出る数字であって、そう面倒なことではないと思います。ぜひ、35町内会とは言いませんけれども、数値化にして、文書化にして、後で見せていただければというようなことがすごく感じるところであります。と、同時に、学校では、課長から見えるところにモニターがあるよと。確かに、私たちも学校を訪問した時には見えています。見るだけです。それを数値化にして、文書化にして、こういうふうにならざるを得ないんだぞという勉強の課題にできれば、強いのではないかなという思いがあります。いろいろな地域のほかのデータはあるだろうけれども、自分の学校でのデータというものをちゃんとし

たペーパーで見ながら勉強できると。自然の大切さを肌身で感じるというような形の教育システムというのも必要だと思いますので、ぜひ、各町内会でのデータと、学校での利用を最大限に利用しての、もちろん学校ばりじゃなくて、各公共施設に設置した 2,000 万円もかかっているんですから、しっかりと使って、やはりエコエネルギーという形でやっていただければと思いますので、今後ともそういう取り組みもぜひやるようにお願いしたいです。

**総務課長** その辺については、町内会のほうから聞き取りをして、調査をしたいと思います。

**まちづくり課長** 先ほどの 5 番委員からの広報の件でも言われましたので、そういった内容の周知を広報でも取り上げていきたいと思います。

**4 番** LED はすごく重宝していいそうです。夏場、外では虫も寄りつかないと。そういう形の中で、農業分野のほうでも、医療分野のほうでも LED、殺菌効果、いろいろな形の中で使っているわけです。器具も高価です。電気量が安くなるというので、私自身もかなり自分の家の中をかえました。しかしながら、4 万時間もつはずのやつが 2、3 年でばちばちと片っ端から切れていくと、100 円で買える電球が七、八百円、1,000 円で買うわけです。1 回切れたら 50 年も 60 年ももつんだというぐらいいのが、どっちが高価かなというところもありまして、私は結構残念な部分も感じているわけですが、今回設置した 500 数基の LED がもしそういうふぐあいが出て切れてしまった場合に、各町内会でもそんなに高いのか、となる過程があらうかと思っています。故障する部分があるかないかはわかりませんが、そのときにはそのときなりのしっかりしたサポートの考えを持っていただければという思いがありますので、よろしくお願いします。

**総務課長** これについては、国の CO2 削減とかそういったことで取り組んで、前例を見ないような 95% の補助をしているわけであります。当初、町内会長さんとお話ししたのは、3 年間の時限立法でかえてくださいと、それについては 95% 町でいたしますよと。5% を負担しても電気料金で十分にカバーできるということでお話をさせていただいております。今後大体、今、佐藤委員のところは二、三年で壊れたということですが、基本的には 10 万時間もつということですので、大体 10 年ぐらいは交換しなくてもいいということで、それなりの基準の LED のものを入れてくださいよとお願いをしております。そしてそれが壊れた部分については、今までどおり 3 割で改修費用を出しておりますけれども、そういったことでお願いしたいということで、町内会長さんにはお願いしております。今は LED もまだいろいろ特許等があつて高いんですけれども、そのうちだんだん安くなるのかなと、そういった特許権も外れていくと、大分安くなってきておりますので、そういったことも期待されますので、交換時期には、今の段階では町内会長さんにはそのようにお話をしていると、3 割補助の今までのところでやっていると。ただ、町内と町内の間は町のほうでやりますので、そこについては今までどおり町のほうでやらせていただくと考えております。

**1 番** 62、63 ページ、2 の 1 の 12 交通安全対策費でございます。

成果報告書の 15 ページに、この内容について執行額の 90 万 5,318 円とございます。この中でカーブミラー等修理ということで 10 万 3,680 円、これはカーブミラーが壊れたときの修理代を計上しているんですか。

**総務課長** そういうことになります。カーブミラーも壊れている場合については、そこを修理することになります。それから、農協さんのほうからカーブミラーをいただいている部分もありますので、それについては設置費用を町で出して、カーブミラーについては農協さんからのご厚意でいただいているものを活用させていただいております。

**1 番** 町内を回りますと、カーブミラーが適切に向いていないミラーも結構ございます。せっかくです

ので、交通安全施設整備ということで、こういうふうに出る項目があるのであれば、少々パトロールして、やはり交通安全対策でございます。カーブミラーが適切に見えるような、定期的なそういうような点検とか調査をして、適正にお金を使っていただきたいと思います。

**総務課長** カーブミラーとかそういう安全点検については、防犯協会さんと一緒になって点検をさせていただいているところです。そういったことで、特に雪、降雪期、春先ですね、除雪の関係でどちらか向いている場合があると思いますので、そこら辺についてはなお徹底して調査をして適正なカーブミラーの向きとか、そういったことを管理したいと思います。

**5 番** ページとしましては 70 ページ、上のほうの婚活実行委員会補助金の中で、成果表のほうに、23 ページにありますけれども、舟形花嫁お見合い大作戦、結果 6 組成立、その次のページに行きますと真っ赤な恋活バスツアー、結果 7 組成立とありますが、現段階におけるその後の経過とといいますか、現段階の状況を聞かせてください。

**まちづくり課長** 昨年カップルになられた方々が破綻した話は伺っておりません。それと、成婚についてもまだ吉報が来ておりませんので、ただ、交際については継続しているのかなとこちらのほうでは把握してございます。

**5 番** そうしますと、具体的には把握していないという理解でいいですね。ということは課長の答弁と私が知っている方の情報ではちょっと、全然、食い違っているものですから。もう少し、せっかくこれだけのお金を使ってやっているのです、ぜひとも、追跡調査とは言いませんけれども、どうなっているのかぐらいは、個人情報もあろうかと思えますけれども、わかる範囲で把握方よろしく願いしたいと思います。

**まちづくり課長** 耳を大きくして、いろいろと聞きながら、現状の把握に努めたいと思います。

**委員長** 質疑の途中でありますけれども、本日はこれにて散会いたします。

あすは、午前 10 時から委員会を開会します。よろしくお願いします。

午後 3 時 5 8 分 散会

平成 28 年 9 月 9 日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録  
(第 2 日目)

平成28年決算審査特別委員会第2日目

平成28年9月9日（金）

出席委員（9名）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 伊藤 欽一 | 6番 斎藤 好彦 |
| 2番 小国 浩文 | 7番 佐藤 広幸 |
| 3番 石山 和春 | 8番 叶内 富夫 |
| 4番 佐藤 勇  | 9番 加藤 憲彦 |
| 5番 奥山 謙三 |          |

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

|                     |               |         |
|---------------------|---------------|---------|
| 町 長 森 富 広           | 総務課財政管財班 長    | 伊藤 茂 樹  |
| 副 町 長 酒 井 雅 彦       | 教 育 委 員 長     | 太 田 二三男 |
| 会 計 管 理 者 結 城 恵 美   | 教 育 長         | 齊 藤 涉   |
| 総 務 課 長 中 山 進       | 教 育 次 長       | 叶 内 範 夫 |
| まちづくり課長 伊藤 幸 一      | 農 業 委 員 会 会 長 | 加 藤 勝 義 |
| 税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦 | 代 表 監 査 委 員   | 渡 邊 敬 子 |
| 産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明 | 監 査 事 務 局 長   | 斉 藤 洋 一 |
| 兼農業委員会事務局長          |               |         |
| 地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美 | 選挙管理委員会書記長    | 中 山 進   |
| 税務福祉課税務班 長 大 場 正 江  | 税務福祉課福祉国保班長   | 須 貝 孝 子 |
| 税務福祉課健康介護班長 伊 藤 誠 宏 |               |         |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一 | 主 任 石 川 忍 |
|---------------------|-----------|

本日の会議に付した事件

認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
財産に関する調書の審査



午前10時04分 開会

**委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。ただいまから、きのうに引き続き平成27年度決算審査特別委員会を開きます。

---

**認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について**

**委員長** 直ちに委員会を開会いたします。

第2款総務費の質疑に入ります。

**7番** 75ページの山形県議会議員選挙費についてお伺いします。

選挙費は409万円程度ということですが、歳入で300万円ほど県から来ておったようですが、この項目の中で、こういった形で県から来た分というのが使われているのか。あるいは、その下の項目の舟形町議会議員選挙あるいは町長選挙等にも流用できるような予算の使い方ができるようなものなのか、その辺のところを質問します。

**総務課長** 県議会議員選挙のお金については、委託費なので、ほかの選挙に流用するということはありません。県議会議員選挙は、4月第2週の日曜日に設定されているということで、その前の年度から準備的なものが始まりますので、2カ年度にわたって交付されております。この300万円というのはあくまで平成27年度分で、その前の年も数十万円程度は入っているということになります。

使い方については、ここに掲載の、75ページにありますけれども、これらに充当をしているということになります。それらの基準等については、県のほうで有権者数に係る投票所の設定の数とかといったものを積算をしているということになります。

県議会選挙については、通常のルール分のほかに特殊なものについては、例えば投票所の除雪費用等については、申請をすればその分については認められるというようなことで、ルールに基づいて交付されているということになります。こちらについてはそれ以上にかかっているわけですが、それは現場の経費がそれ以上にかかっているということで、県から交付されている金額では賄えないというふうなことになります。

**7番** それでは、県から来る300万円というのは、この(1)から(8)まで使用目的、支出が書かれておりますけれども、要するに、簡単にいえばどこに使用してもいいと、舟形町の裁量で決められるという考え方の使い方よろしいんですか。

**総務課長** そういう考え方ではなくて、選挙を執行する上で必要なものを予算をとって、それで執行するということになります。県のほうでは、例えばうちのほうの投票所の数の部分について、幾ら、幾らというふうに算定されていますけれども、うちのほうはそれ以上にかかっているということになります。

あくまでも、選挙を執行する上で必要な金額を予算的にとるということで、歳入は県で積算して町に委託をする部分を交付されるというようなことになりますので、どこに使うかということではなくて、必要なものの予算をとって、そこで執行するというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

**委員長** ほかにありませんか。

**3番** 69ページ、プレミアム商品券ですが、購入限度が1人5冊、最高で家族5名分までということになっておりますけれども、他人に頼んで買っているというふうな事実はあるのかなのか、そしてまたチェック体制はどのようになっているか、お伺いします。

**産業振興課長** このプレミアム商品券については、今言われたような形で、1冊で1万2,000円分12枚

つづりということになっております。限度が5冊ということで、家族最高5名までということでの数字になりますけれども、他人からというふうなところとか、そういったものについては把握していない、そんなことはないというふうに思っています。

**3番** そうすると、こういうことに関してはチェックも全然してはいないということになるんだろうと思います。

それから、商品券の回収ですけれども、当然売ったほうではその商品券を換金するわけですよね。換金しているんですけれども、その換金の内容ですけれども、どのような業種が1番多く利用されているのかお伺いいたします。

**産業振興課長** このプレミアム商品券については、委託はもがみ南部商工会に委託していますので、先ほどのようなごまかすといいますかそういったやつについては、商工会からも受けていないので、なかったというふうなことです。

換金ですけれども、今ちょっと詳しい資料は手持ちにはないんですが、これまでですと、ガソリンスタンドでも使えるものですからそちらのほうのもの、さらには温泉、さらにはまんさくで買われているということの話を聞いたということも記憶に残っております。

**3番** この大きな目的というのは、消費喚起と生活支援ということだと思いますけれども、20%のプレミアがつくわけですから確かに生活支援にはなるとは思います。そういうふうなことで、多く利用している中ではやっぱり生活必需品が1番多く使用されていると。もっと具体的にいいますと、やっぱりガソリン、あるいは灯油、そういうものに多く使われているというふうなことをいろんな人から伺っております。

そうした場合に、生活支援にはなっていないけれども、これは生活必需品なわけですから、商品券がなくてもどうしても使わなくてはいけないお金なわけですから。そうした場合、生活支援にはなっても消費喚起には非常に疑問があるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、お考えをお伺いします。

**まちづくり課長** この事業に関しては、地域消費喚起ということで商工会が事業主になってございます。先ほど石山委員がおっしゃったように、燃料費が大体8割、食料費が大体2割というふうなことをちょっとうちのほうでは把握しておりまして、今後、やはり生活支援というよりも町商工業者の消費喚起というようなことで、商工業者の観点で支援しているというふうな内容の事業でございます。

**委員長** ほかにありませんか。

**5番** 2の1の14の職員研修費、62ページです。成果表の中に事業内容等が詳しくありますけれども、その中で、どういった方がこの研修に行って、どういうふうな効果があったのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

まず1つは、法制執務担当職員研修Ⅱ部、あとはその下の下、交渉・説得・調整技術研修、この2つについて、どういうふうな方が行ってどういうふうな効果があったのか、お聞きしたいと思います。

**総務課長** まず、法制執務については、条例改正とか規則の改正とかがいろいろ必要になってきますので、基本的には、職員でこの研修を受けていない人については行くようにというふうなことで指導をしているところです。今回については保健師が、3日間でしたので1名が行っております。法制執務ですので、役場の研修内容としましては、改正とか、新たに条例をつくるとか、そういったものについて基本的な勉強をしていくということになります。

効果としましては、戻ってきてからそれが大変な資料になりますので、そういったものに基づいて、自分が改正とかそういったことに臨まなければならなくなったときに活用しているということになります。

交渉・説得・調整技術研修というものが専門研修として今年度はあったようですけれども、交渉等について、今回については昨年まで教育委員会におりました職員を1名研修にやっております。いろいろ事業の交渉とか、説得の仕方とか、そういう技術を職員として学ぶために研修に出しているということになります。

ここに、そのほかの研修がありますけれども、一般研修についてはその階層ごとに、課長級であれば課長職になった人、補佐級であれば補佐になった人、そういった者に研修は必ずさせておりますけれども、今言った能力型とか実務型というのは、住民基本台帳の職員とか税務職員の招集の研修とか、そういったものについては割り当てますが、能力型については本人の希望をとってやっているということになります。

この2点については、以上になります。

**5番** 総務課長の答弁ですと、法制執務については法改正があるからというようなことなんですけれども、そうなれば研修というふうな名はつかないのではないですか。制度の改正による説明会のような感じの研修というふうな捉え方を私はしたんですけれども、法を運用していく段階での研修というようなものなのかなというふうに感じたんですけれども、答弁では単なる法改正の話を聞きに行っただけだというふうな理解でいいんですか。

**総務課長** いえ、そういうものについては、担当の研修といいますか、そういうものがある場合もあります。それは別口で、例えば保険等であれば、保険のところで県庁で会議を招集をして、こういう改正があるからこういうふうにしなさいよとか、税務のやつで、毎年地方税法の改正がありますので、そういったところについては改めて研修を設けて、こういう改正がありますよというふうなことは説明があります。

今回のこの法制執務研修というのはそういうものではなくて、一般的に改正をする場合にこういうふうなやり方ですというふうな、改正のやり方とか条例のつくり方とか、一般的なそういったものを、全県下の市町村を集めて司法について学ぶということであって、特定のものを改正するために集めてやっているというわけではありません。そういうものについてはまた別口で、必要に応じて県で招集するなり国で招集するなりしてやっていると。それはあくまでもその担当者として担当者会議に出て、それらのレクチャーを受けてくるということになります。

これは、あくまでも県の研修所で、研修計画に基づいてこういうことが必要だろうということでやっている一般的な法制改正研修です。

**5番** 私は答弁が変わったと思うんです。

最初の答弁は、単なる制度改正があるからそこに保健師を1名派遣して勉強させたと。ところが今の回答ですと、まるっきり違う回答になっているなど。だから、今の回答がここでいう研修の本来の目的だと私も理解できます。そういった中で、再度聞きますけれども、この研修にはそういうふうな内容に対して保健師が行ったということで間違いはないんですか。

**総務課長** 答弁を変えているつもりはございません。

あくまでも、そういうふうな場面が役場の中で発生するので、法改正の法律の知識とか、そういったものを学ぶための実践的なやつをするということです。今回は先ほど言った法令的なやつとか、役場の場合は職員はそういうふうなところに携わる機会があるので、職員をそういったところに研修にやらせているということで、今回平成27年度は保健師が1名行ったということでございまして、法律の基礎的な知識を、改正をしたり条例をつくったりすることを学ぶというそういう研修でありまして、保健師でなくても別の人でもよろしかったんですけれども、そういう職員をずっと毎年出していまし

て、今回平成27年度は、保健師がたまたま1名しか研修には行っていないということになります。

**委員長** ほかにありませんか。

**1番** 今の質問に付随してですけれども、町独自の研修というようなことで、人事評価制度の研修というようなところがあります。これはどんな内容の研修をしているのでしょうか。

**総務課長** これにつきましては、国の法律で地方公務員も人事評価をなさいというようなことになっていまして、今年度から実施しなければならなくなっております。そのために、株式会社ぎょうせいのほうにお願いをして、まずは職員に必要性とか人事評価の内容とかそういったものを研修して、回数を何回かしまして趣旨から説明をして、それからこの人事評価のシートがありますけれども、これをつくらなければならないわけです。自分の目標とか課の目標とかそういったものを書く必要があります。そういった書き方の研修とかといったことをやっております。

これについては、あくまでも法の施行に伴ってしているということになります。

**1番** これは、こちらから行ってではなくて、講師の方に来ていただいて庁舎内で受けているというようなことでよろしいですか。

**総務課長** これについては、全職員を基本的に対象にしなければならないので、こちらから行くよりは講師から来ていただいたほうが効果的だということで、来ていただいて実施しているものであります。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第2款総務費について質疑審査を終結いたします。

第3款民生費を審査します。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第3款民生費の質疑に入ります。

**7番** それでは、83ページの老人福祉費、3-1-3の老人いこいの家管理事業について質問いたします。

成果表で、高齢者の教養の向上、心身の健康増進という、集いの場としての成果が出ているようですけれども、これはどのぐらいの団体がどの程度の頻度でここを使用して活用されているのか、質問いたします。

**税務福祉課長** 老人いこいの家につきましては、老人クラブの活動、それからいきいき健康事業でやっています舟形のご婦人のグループがあります。ここは、週1回程度の集まりでやっていますし、それから小会議として、シルバー人材センターの舟形班の会合とか、そういう活動で使っているのが現状です。以上です。

**7番** そうしますと、老人クラブの方々が週1回、そのほかは小会議ぐらいでしか使われていない。そういう使い方であるとするならば、公民館を使用して間に合うのではないかなと思います。

というのは、やはり診療所とか駅を使う方々、あるいは子供たちを迎えに来る方々から、駐車場が少ないという声が聞こえるものですから、そういったものは処分して、こういった使用頻度の少ない活動であるならば、わざわざそこを使ったように見せかけるという言い方はちょっと言い過ぎかもしれないけれども、公民館で代用できるんだったらそっちを使ってもらって、違う使い方があるのではないかなとも思うんですけれども、この使用頻度は建物に適正な使用頻度だと思っておりますか。

**税務福祉課長** 老人いこいの家につきましては、建設当初からいろいろといいますか、建設当初は社会福祉協議会が常駐する施設で、社会福祉協議会の事業と老人クラブの事業とか、そういうふうなこと

を広範にやっていた時代があります。それと、特に温泉ができる前ですけれども、舟形町では公民館にも風呂場があった時代がありますし、それから社会福祉協議会が入っている老人いこいの家にもお風呂場が欲しいということで、お風呂場を開設して老人が集まりやすい施設というふうな運営をしていた時代もあります。それと、こと地区公民館が充実してきたがために、老人クラブの活動が地区での活動になったり、生涯学習センターができたりしまして、いろんな使いやすい施設、人が常駐しているところの利用頻度が高くなってきているのかなという考えもあります。

ただ、今後やっぱり人を常駐させるのかどうかも含めて、いこいの家の運営については検討していく必要があるというふうには考えているところです。

**7番** 課長が検討していく必要があると考えてくださっていることに、ちょっとほっとしました。

それで、この老人いこいの家の老朽化の状況、修繕の必要箇所等の状況は把握されておりますか。

**税務福祉課長** 大規模改修の計画は、今のところはありません。

ただ、平成23年度、24年度ごろの大雪の影響で、いろいろガラスが破損したとかということもありますし、それからガラスが破損した際に畳の部屋の畳が傷んだとかということもありますし、部分改修は行っていますけれども、先ほども申し上げました老人いこいの家の現況も含め、全体改修も、確かに昭和50年代の建設ですので、その辺も含めていろいろ上司と検討させていただきたいというふうには考えます。

**委員長** ほかにありませんか。

**2番** 同じ83ページ、老人クラブ運営事業とありますが、この運営補助金はどういうものに該当するのか、お聞かせください。

**税務福祉課長** 運営補助金については、主要施策の33ページの中で、(2)事業内容で、町老人クラブ連合会1、平成27年度は15団体419名でしたけれども、運営補助金として、積算が1,750円掛ける15クラブで12カ月という計算になりますけれども、31万5,000円。それから、町の単独補助、かさ上げですけれども、15万円をかさ上げして、15の老人クラブに配分をしているところです。それと、活動費補助金というものもありまして、老人クラブの人数掛ける40円プラス1万円で、これも各老人クラブに配分する補助金ということになっています。

**2番** ありがとうございます。

町のほうでも単独補助金というものをかさ上げしていただいているということなんですけれども、今老人クラブの置かれている現状というのを鑑みたときに、行政側でも本当に頼りにしているのではないかなと思います。イベント等があると、必ず人員派遣要請とかが出てきているわけでありまして。そうするとやっぱり、町内会が頑張っているのと同等とは言いませんけれども、その中でもかなりのパワーというか、そういうものを持って頑張っていっていただけたらと思っておりますので、健康増進とかも含めて、やっぱり自分たちが楽しくやっていくものに対して、町としても今後とも注視して、応援、支援していただきたいと思います。その辺をよろしく願います。

**税務福祉課長** おっしゃるとおり、この3款1項3目の老人福祉費だけではなく、4款の健康づくりのほうでもいろいろありますし、健康づくりは町民一人一人が担う大事なことなので、その辺を含めて、健康づくりについては邁進していきたいと考えています。

**委員長** ほかにありませんか。

**4番** 老人福祉の質問が出たところの同じ科目で、ついでですので質問させていただきます。

先ほど清流荘の話がありました。あれは、老人のみならず社協、いろんな形で利用してきたわけで、近年では、舟形本町の老人クラブが解散する前は、あそこを拠点として活動していたわけです。本町

にも老人クラブが新規に立ち上がるという話が聞こえているんですけども、そこら辺との連携の活用の話はあるんですか。

**税務福祉課長** 平成27年度は15団体でしたが、平成28年度から舟形老人クラブを新たに加盟して16団体になったということで、平成28年度予算におきましては16団体の予算で現在進行しているはずですよ。

**4 番** 平成27年度は15団体、平成26年度も15団体であったわけですよ。しかしながら、この15団体の母数が同じの中で、老人クラブのメンバーが46名ほど平成26年度から平成27年度にかけてふえているわけですよ。ある地域では、やっぱりどんどん老人クラブから抜けていくと、沖の原もそうなんですよ。抜けていく方々が多くて活動がままならない状況の中で、町の相対的な成果表においては、46名ほど平成26年度から平成27年度にかけてふえ、さらに本町には新たな老人クラブができるわけですよ。

そういう中で、解体案、駐車場案もありましたけれども、ある施設をできるだけ有効活用すると、そこでどういうふうな活動をして、楽しい老人クラブ活動といいますか、できるかなということを模索することも1つのあり方かなと。例えば、老人クラブ用の麻雀クラブルームをつくったり、床を取っ払って無料の老人向けのゲームセンターをつくったりという、要するに手先を動かしながら、頭を動かしながら、元気、生き生き、長生きというような形があるかなと思います。

それと同時に、この老人クラブ法では60歳以上が老人という取り扱いになって、老人クラブという総称の中でやっておろうかなと思いますけれども、以前、前町長も言うておりました、この老人クラブが段階的に活動しやすいように編成する時期であるのではないかなということの話をされていましたが、今現時点でこれについての検討なり考えなりがあれば、お伺いします。

**税務福祉課長** 1点目ですけども、老人という捉え方だけではなくて、やっぱり健康づくりは町民一人一人が担うものですから、その辺の観点でいろんな地域、町の施設、それから各町内の施設を使いながら、できれば3名以上集まって「百歳体操」をしてくださいということは、ことしは各町内会を通じてお願いをしているところです。だから、老人だけではなくていろんな各階層が、そういう健康づくりや食生活のバランスのいい食事のとり方等を、いろいろ職員が出張ってやっていくところもありますけれども、それが根づいて、各地域の広範な活動ができればいいなと思っているところです。

それから、老人クラブについては、この議会でも名称がどうかとかいろいろな議論がなされたときもありますけれども、統計的には世界標準統計で、65歳以上が高齢者もしくは老人という呼び名になっているのかなと。15歳から64歳が生産年齢人口、それからゼロ歳から14歳が従属人口という捉え方なので、65歳以上を高齢者というふうな呼び方になっているかもしれませんが、やっぱり健康で長生きの時代ですので、年齢幅が結構出てきていて、もしかしたら65歳以上の方々でも運動能力の差、それから高齢化に伴う運動能力が低下したことがあったりして、65歳以上を全て老人、高齢者だという一くくりが難しくなっている時代なのかなということもありまして、ことしから健康21が新しくなりましたし、100歳の健康体操も、3名以上集まっていれば最初の3カ月間は町職員がお邪魔をして、こういうメニューでやりましょうと、それが地域なりその団体で根づいていただければという考えで事業展開しておりますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

**4 番** 時代に合わせて定年年齢を60歳から65歳に引き上げる法律も整備しようという中で、リタイア組で元気のいい方、後期高齢者以降の元気にならなければいけない方々の2段階に最低でも分けて、こういう活動を推進するような行政指導が、ぜひ必要だと思います。

ある組織団体が解体して、正月に、正月だか、保育園にだんご木をつくりに行くのが楽しみだと、けどもクラブがないから幼稚園に遊びに行かないわという老人の方の声も聞こえてくる場所があります。学校がスクールバスで送迎されて、地域とつながりがなくなる中で、老人クラブの活動

を反映させることによって、地域で子供たちとの交流もやっていくと。地域の子供会活動も、すごくこの少子化で活動がないわけです。そういう中で、そこら辺を中心とした方々が地域活動をするためにも、ぜひ高齢者の活動範囲を広げるために、組織づくりに力を入れていただきたいと思います。

**税務福祉課長** おっしゃるとおり、確かにいろんな職種、いろんなキャリアを積み重ねた方々がいらっしやると思うので、その生きがいがづくりは、やっぱり生きがいがあることによって、健康も大事ですけども、健康だけではなくて生きがいがその健康づくりに役立つということがあると思うので、その辺は町全体的、それから地域全体的に取り組めるようなシステムを考えていきたいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**3番** 87ページ、臨時福祉給付金が804万円になっておりますけれども、成果表を見ますとこの目的が、平成26年4月から消費税が8%に引き上げられたことに伴い所得の低い方々の負担を緩和するため、暫定的かつ臨時的な措置として給付を行うというふうなことで、1人6,000円になっておりますけれども、この事業はいつまで続けられるんですか。

**税務福祉課長** 平成28年度でいえば、繰越明許で行いました4月から20日に受付をして、7月でとめました平成27年町民税非課税世帯の方に3万円をおあげしました。それは昨年の繰越明許で、それから、平成28年の住民税非課税世帯を対象にして3,000円を行うのが、平成28年度予算で行っているもの。それから年金等の方におあげする予算は、平成28年度予算でいただいております。それと、最近の新聞とかマスコミ情報を見ると、今回の国の補正予算でも、また当該年度で支払うようになるのか繰越明許になるかはわかりませんが、今年度も国の補正予算を通じて、またこの臨時交付金制度が入るというような情報もあります。

つまり、ちょっと消費税10%の改正点が今後どのようになるかがはっきりしないことがあって、現段階では、新聞情報で出る平成28年度の国の補正予算の中で、またことしも補正予算で議会にもお願いする部分が出てくるかなという情報だけです。以上です。

**3番** ただいまの課長の答弁の中にもありましたけれども、このたびは消費税10%が中止になったわけです。中止にはなりましたが、近々やはり10%の消費税というのはなるんだろうなと考えられるわけです。そういうふうな中で、また10%になったときには1人6,000円から金額を引き上げるのかどうか、どういうお考えなのかお伺いします。

**税務福祉課長** それは、臨時交付金の担当よりも税務担当のほうが、結構地方税法もいろいろ変わっていますし、その辺の動きというのはまだ情報的に県を通じていただいていないので、先ほどの今回平成28年度の国の補正予算絡みの状況しかお答えはできないのかなと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**7番** それでは、95ページの衛生費、健康推進事業の中の健康ポイント報償1万6,000円という支出があるわけですが……。

**委員長** 佐藤君、まだ3款です。

**7番** 済みません、間違えました。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第3款民生費について質疑審査を終結いたします。

第4款衛生費を審査いたします。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第4款衛生費の質疑に入ります。

**7番** 先ほどは失礼しました。

95ページの先ほどの健康増進事業の中の健康ポイント報償ということになりますけれども、上に健康増進計画策定委員の報償、あるいは下の健康づくり推進協議会委員の報償、これは内容的には大体読めばわかるんですけども、このポイント報償というのは、ポイントをもらった方が何か享受を受けたときの予算なのか、そこら辺のところを質問します。

**税務福祉課長** 昨年度から始まりましたこの健康ポイント制度ですけれども、各事業に参加した場合に1ポイントをあげるというふうになっていまして、10ポイントたまれば500円相当の報償品を差し上げるということで、ことしは6カ月分の実績というふうになっています。

**7番** そうしますと、この健康ポイント報償は10ポイントたまって500円ですから、1万6,742円割る500円、それがポイント、500円を支払ったお金だということによろしいんですか。

**税務福祉課長** 健康ポイントカードにはずっとポイントを押すことができますので、10ポイントがたまったら清算する方もいますし、20ポイントたまったら清算する方もいらっしゃるので、大体1ポイント50円計算で、10ポイントであれば500円のもの、20ポイントであれば1,000円のものというふうな交換になっているようです。

**7番** ちょっと聞き方がまずいのかなと思うんですけども、要するに私の聞きたいのは、この健康ポイントにはすごく期待しているんです。これの使用者がたくさんいる、交換ポイントやいろんな健康事業に参加する方が物すごく出てほしいという意味で、この予算執行額が6カ月であっても少ないなと私は感じたんです。ですから、この1万6,000円というのは何名ぐらいの方に対して支払ったもののかなという意味も含めて、非常に周知徹底がなされているのかなと。あるいは、もしかすると65歳以上の方にしかこういうポイントが付与できないんだという制限があるのかないのかも含めて、この1万6,000円という予算が私の期待以下なものですから、そこら辺のところを、周知徹底とかも含めて、どういうふうにこれから推進していくのかも含めて質問いたします。

**税務福祉課長** 主要施策の45ページはごらんになっていただけたかと思うんですけども、この中に、平成27年度のポイントカードの申請者が84名の方、その中でポイントカードを交換された方が19名いらっしゃいます。

周知徹底ですけれども、広報誌と広報誌のお知らせ版、それから各種講座、今回は富長地区の糖尿病予防検診もやりましたけれども、その中でも健康ポイントカードを持っていったんですけども、なかなか早い時間帯、それから忙しかったりして、今回の糖尿病予防検診の際は交換がどうだったかはちょっと確認はしていないんですけども、いろんな機会を捉えて、この健康ポイント、マイレージ制度については周知を図っていきたいと思います。（「年齢制限はあるんですか」の声あり）ごめんなさい、年齢制限は特にありません。健康ポイントカードを持っていれば、町の健康づくり事業等スポーツ活動に出れば、ポイントは付与されるということでご了解いただきたいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**1番** 同じく4の1の5ということで、成果表の45ページ、今お開きになっていると思いますけれども、その中で⑨に弁護士による個別相談という項目があります。健康増進事業の中でこの弁護士というのは、例えば医師による個別相談というなら何となくわかるんですけども、弁護士による個別相談というのはちょっと違和感を感じたものですから、ひとつそこら辺の内容を教えてくださいたいと思います。

**税務福祉課長** 社会福祉協議会が主催しています心配事相談というのがあります。その中で、6回ですから月1回か、毎月1回ですので、これの本来の狙いは、秋田県に次いで山形県が自殺が多いという

ことで、自殺の要因はいろいろあるけれども、その中で経済的な要因等があるということもありまして、何でしたか、新庄のアジサイじゃなくて、法律事務所……ひまわり法律事務所をお願いをして、そういう経済的な理由での心配事があればということで、ここ数年来弁護士をお願いをしている事業です。

**1番** 自殺予防というようなことだとは思いますが、ここの款項目に入ってきていいのかなという、何か別のもっとはっきりしたところに入れたほうがいいのかというのはちょっと感じたものですから。内容的にはわかりました。

**委員長** ほかにありませんか。

**7番** それでは、99ページの清掃費の清掃総務費の中の質問をいたします。この清掃事業の中の報償費について質問します。

清掃監視指導員報酬21万6,000円、その下の廃棄物減量等推進委員報償4万8,000円となっておりますけれども、具体的に何名の方がどういう活動をして町民に呼びかけているのか、これを質問します。

**税務福祉課長** 廃棄物減量等推進委員報償4万8,000円は、8名の方をお願いをしています。これは、衛生組合連合会という組織がありまして、その衛生組合連合会の役員の方が廃棄物減量等推進委員に委嘱されていますので、それにかかわる報償になります。（「まだ2つ言っていないです。まだ質問……」の声あり）

**委員長** まだ1回目です。

**7番** 2回目に入れなくてください。清掃監視の指導員は何名なんですか。8名というのは下のやつですよね。あとは、具体的な呼びかけをどうしているのか。

**税務福祉課長** 済みません。21万6,000円につきましては、衛生組合長36名に支出している清掃指導員報償となります。

具体的な呼びかけにつきましては、分別がある程度形づくられましてからは、野焼き等は少なくなってきました。ただ、燐炭等をつくる場合は、野焼きはある程度ごみの焼却ではないのということでもありますけれども、それと、従来よりもナイロン系を燃やす方はなくなりましたが、燐炭が出た場合にある程度注意しなければならないのは、においがきついかと地域住民から言われた場合は注意するということがありますけれども、昨今野焼きは少なくなっています。

ただ、おっしゃるとおり廃棄物の減量化は課題ですけれども、ある程度ごみを出すルールがしっかり根づいてきたがために、昨今ごみの量は低くはなかなか落ちつかないのかなというふうに判断しているところです。

今後ともその辺は、マイバッグ、それからナイロン袋って三角袋はあんまり出さないような流れにはなっていますけれども、人口減の割にはごみがふえている、それは広域組合とも再度検討しながら、ごみ減量化に努めていきたいというふうには考えています。

**7番** 清掃監視員報酬というのは、これは衛生組合長への報酬だとすると、ごみステーションの管理料、チェック料みたいな感じになってしまうのかなというような気がします。これは、衛生組合長はきちんと町内を回って、ごみステーションの管理をやっているというのは私も確認しています。ただ、清掃監視員となっているもんだから、衛生組合長以外の方が監視をして、そしてごみ捨て場になっているようなところを調べてきたりとか、あるいは廃棄物減量等推進委員の方々が、そういった廃棄物を不法投棄されているところを監視して、そういった委員会とか町のほうに報告するような方なのかなと私は予想で聞いたんですけれども、そういう活動というのはないわけですか、このお二方というか、その仕事内容に対して。ただ会議を入れて協議をするだけなんですか。

**税務福祉課長** 1点目の衛生ステーション関連の報償につきましては、2目のリサイクル推進事業の中にあるステーション管理報償というものがございます。それは、ステーション管理ごとに1基について幾らという積算で出しています。

それから、清掃監視指導員、廃棄物減量化推進委員については、不法投棄の問題もございます。ある地区、住居はないにしても、そこは例えば内山でいえば長沢あたりに不法投棄があった場合も、地区は長沢というのは住宅はないですけれども、内山が担当だとすれば、その長沢地区の衛生組合連合会の皆さん、それから内山地区の皆さんにお願いをして、共同作業で不法投棄を回収する場合もありますし、新庄最上の不法投棄防止協議会の中でも検討して、ことしは舟形のどこそこ地区の不法投棄解消に当たりましょうということで、衛生組合連合会の役員、もしくは衛生組合連合会の組合長が出張ってそういう作業をすることはあります。

したがって、清掃監視業務の中には、当然に地区内というか、地区の裏山に当たるかもしれませんが、その辺の不法投棄の状況も町にお知らせください、そしてそれは新庄最上の不法投棄防止協議会のほうに上げてやりますということで、毎年2回ほど衛生組合連合会の総会を、1回か、やっていますけれども、その中で話をさせていただいたり、それから衛生組合連合会の役員会の中でも、そういう話はさせていただいているところです。

**7番** ちょっとよくわからないんですけれども、清掃監視指導員というのは衛生組合長が、そして廃棄物減量等推進という業務……これは2つ一緒に聞くからわからないのかな。

じゃあ、ちょっと絞って、例えば廃棄物減量等推進委員というこの8名の方の業務は、どういう業務をしておるんですか。

**税務福祉課長** 業務は、そのときそのときの不法投棄の状況の話とか、不法投棄防止協議会の会合への出席とか、それから広域のごみの処理量等が出てからの会合とかいろんな会合、もしくは現場に向かって状況を見てくる見回り活動というようなことをしています。

**7番** ちょっと許しを得て4回目ということで、最後にしたいんですけれども、この廃棄物減量等推進委員の方でも上の指導員の方々でもいいんですけれども、例えば紫山から若あゆ温泉まで行く、まんさくの裏へ山沿いに行く道路がありますよね。春になるとすごくごみが目立つんです。今はちょっと雑草が生えていて余り目立たないんですけれども、結構缶とかごみとかそういったものが、だーっと捨てられているなという感じを私は受けています。例えばそういうようなところを見回って、報告とかそういうことをされていますか。

要するに、よく見回っていますかということなんですけれども、そういう報告等は上がっているんでしょうか。町のどういうところにごみが捨てられているとか、そういうためのこの報酬ですよ。そういう情報というのは上がってきているんですか。

**税務福祉課長** 雪解けのころ、草が生えないころは、やっぱりいろんなごみの見える時期です。したがって、各町内会の春先の活動の中でも、河川沿いとかいろんなごみ拾いのボランティア活動をなされている町内会もあると思います。それから、おのおの衛生組合長といたらおかしい、清掃監視指導員方も地区の中で生活をして、その中でごみが多ければ、不法投棄があったりすれば、テレビとか今は家電6品目ですか、その辺の話をいただければ、うちの職員が回収に行ったりということはしています。

それと、新庄最上の清掃監視員は結構広範に新庄最上を、特に春先ですけれども、ごみの有無を見ていますし、その辺の情報もうちのほうに入りますので、そういう情報で、不法投棄の量も多いところについては担当で見回って、衛生組合長からも来ていただいて、どういう処理をしようとか、こ

ういう時期にやりましょうみたいなことは、そういう相談をさせていただいて、実績も上がってきているはずです。

**委員長** ほかにありませんか。

**4 番** 94ページ、4の1の4、母子保健推進事業の中で、妊婦に関しては診察券、無料券が配られて、しっかりとした支援体制で妊婦健診を受けさせている。昨年度よりも約30万円ほどことは伸びているわけですが、この伸びたのは、お産される方が多いから伸びたのかなというふうなことで、単純であれば人口増につながっていくと思いますけれども、最近では総合病院に患者が集中して来ないように、分散するように、専門の医療機関を経てどうしても紹介状があれば大型病院というような形の指導で、ことしからは料金体制も、乳幼児でも総合病院に行ってしまうと、そのときに3,000円なり3,000円何がしの、恐らく料金がかかるという状況になっているわけです。これは案内が来ているはずなんですけれども、今舟形町では18歳まで医療無料化になっている中で、無料化になる対象の方がいきなり総合病院に行った場合には、その部分に関しても全て無料という取り扱いであるのか、そこら辺をまだ理解していないので、教えていただければと思います。

**税務福祉課長** 昨年10月からですかね、高校生までというか、18歳まで無料化になりました。それと、県立新庄病院は2次医療機関だということがあります。最近そういう、要するに県立新庄病院に直接訪れる客というか、患者が多いということは、新庄最上につくっています保健医療協議会の中でいろいろ話が出る場合があります。要するに、本来は2次医療機関なので、初診はやっぱりかかりつけ医に行ってもらいたい。特に、かかりつけ医で対応できるものがあるという話はあるんです。

ただ、我々も生活者として考えると、県立新庄病院に対する揺るぎない期待等があるので、その辺で、料金体系が最近出されたようなので、ちょっと今の状況、要するにうちの医療証で、18歳未満の方が直接新庄病院に行った場合にどういう料金体系になるのかは確認していないので、ちょっと事例も新しい事例のような気がしますし、今後また見ていきたい、そして報告をさせていただきたいと思っています。

**4 番** 他県の方が地元に来て、18歳未満で医療にかかれば、それは町の助成対象の該当にならないから基本的には無料にならないわけです。それで、その段階でさらに総合病院なものだから案内を差し上げたんですよという形の中で、ことしからだか、初診料に3,500円だか幾らだかを余計に取られる、取られるというかそういうふうに定めてあるということで、それを認識した上で診察に伺うのであればいいんだろうけれども、今言った18歳以下を無料にしている中の対象者が、どうせ無料なんだから県立総合病院に行って診てもらったほうが得だ、得だか得じゃないかは本人次第なんだろうけれども、そこら辺に対しての町の体制もしっかりとして、それでいいんですよという形になっているのか、それとも対象者の保護者にも、その部分に関しては違うような形になりますよという形で定めているのかというところの確認をしたいわけです。

**税務福祉課長** おっしゃるとおり、私も新聞情報で見ただけですので、うちのほうで18歳の方々まで無料化した事例もあります。それで、その割り増し料金がそれに含まれるかどうかも含めて、ちょっと検討させていただいて、広報等でわかりやすく流させていただきたいと思っています。

**4 番** 私も知らなかったんです。うちの娘が地元の友達から、どうせ赤ちゃん大変だからって、大変なことがあると悪いから県立病院に行けと、行ったところプラス3,500円を取られたと、最近からなったんだということでありましたんで、地元の親御さんは行けばどうせただなんだから、高く取られても大丈夫だから県立病院に行けということが習いになっているのかなという思いがありますので、県、国医療機関の趣旨にずれが出張ってくるとちょっとよくないかなと思いますので、乳幼児のみならず

そのような形の中で、確認した上で、適切な対応をしていただければと思います。

**税務福祉課長** おっしゃるとおり、新庄最上の拠点病院でありますので、やっぱり地域の方々も県立新庄病院については、安心安全を求める中で大事な機関なんですけれども、ただ、医療制度が変わって、2次医療機関という位置づけを明確にしだしてきたので、その辺を含めて18歳までの医療助成を含めて、広報等でお知らせをさせていただきたいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**3番** 95ページなんですけれども、平成26年度はこの欄に自殺予防対策推進事業というのが入っていたと思うんですけれども、これにかわる事業をやっておられるのか、それともカットになったのか、お伺いします。

**税務福祉課長** カットになったわけではないんですけれども、この平成26年度まで実施していました自殺予防対策は、各町内会を保健師が回りましていろんな状況を把握する事業でした。ただ、ある程度人の集まりも、自殺対策という冠をしては集まりにくいので、健康講座みたいな格好でやっていたものを、健康づくりのほうに入れ込んでいったというふうにご理解いただければと思います。

**3番** そうすると、健康づくりの中に平成26年度にやっているような講演会とかそういう事業も全部入れ込んでいるということでしょうか。

**税務福祉課長** やっぱり人と会って、その状況をいろいろ会話の中で調査する、交流を深める中で、そういう経済的な問題とかがあるか、それから健康の問題もあるかということの中で、対応が可能というふうに理解して、平成26年度から平成27年度の事業としてはこういうふうな流れになっています。

**3番** 今、マスコミでもこの自殺対策については、非常に多く報道されているわけです。そういうふうな中で、この項目を見てちょっとなかったものですから、こういうものに力を入れてやっていただかなければならないと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**4番** 大変申しわけありません。勉強不足で教えていただきたいことがもう一つあります。

先ほどの4の1の1ですけれども、妊婦に関してはしっかりと支えているような形であります。成果表の下段ですけれども、⑤の不妊治療費助成という24万250円が成果として上がっておりますけれども、昨年度平成26年度までの成果表にはなかったんですけれども、これは改めて設けたやつなんですか。

**税務福祉課長** いえ、結論から申しますと、不妊治療に対する特定不妊治療の補助金、それから普通の不妊治療の補助金はあります。ただ、ちょっと平成26年度のものを持ってきていないのであれですけれども、特定不妊治療につきましては、県の補助金をいただきながら町が助成するという形で、それなりの、多くはありませんけれども不妊に悩んでいらっしゃる方はいらっしゃるの、この事業はずっと継続していますし、男性についての不妊治療の対応もまとまっていますので、この事業はずっと継続して、特定不妊治療として県の補助金をもらうもの、それから普通不妊治療ということでは現在も実施しています。

**4番** やっぱり現代社会は晩婚型が多くなってきているとともに、食の変化、肉食系男子、野菜系男子みたいないろんな形でいわれる中で、不妊に関しては女性よりも男性の方が年々多くなっているという形の中で、現代病ともいわれる状況で、しっかり国のほうもこれの対策に向けているかと思うので、もちろん結婚された方のみならず、こういうふうな早目に指導、対応することによって、やっぱりできにくい体じゃなくて、ちゃんとした家庭をつくれるような体質、よかったねと言われるような、前向きな一歩早い対策をやっていかないと、手おくれになるような状況の大事な目だと思います。

ぜひ、各町民に早目に案内もしながら、こういうサポートもあるよ、こういうケアもあるよという案内をしっかりと、この対策に向かっていただきたいと思います。

**税務福祉課長** ありがとうございます。

不妊に悩んでいる夫婦の方はそれなりに舟形町でもいらっしゃるの、うちの保健師も頑張っているバックアップはしていると思うので、今後ともよろしく願いしたいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**2番** 96ページ、斎場管理運営費がありますけれども、これは平成2年に竣工されて26年を迎えるものですので、このたびは結構炉の交換とかをやっているようだけれども、これはあとのぐらいすれば、また建てかえの時期が来るのか、また大蔵村との提携でやっていくのか、その辺のことをお聞かせください。

**まちづくり課長** 斎場に関しては、大変老朽化が進みまして、今年度も工事をしてございます。平成27年度につきましては、ここに書いてございますとおり、斎場1・2号炉の排気筒、それから油供給設備の改修工事ということで、させていただいております。一応計画の中では平成32年までということで、備品関係それから工事関係、修繕なんだけれども、計画がございまして。

なお、耐用年数についてはあと15年ほどありますけれども、現在の運営の仕方では改修していくのかどうかということは、現段階ではまだ検討されていませんが、改修のほうは平成32年まで一応計画をしております。

**2番** ありがとうございます。

私もやっぱりそういうふうに結構出てきておりますので、よく新庄市と最上町にお世話になる機会も多々出てきているようですので、やはりこれからも頻度的にはかなりのものが出てくるとお考えですので、やっぱりその辺、平成32年までという言葉でしたけれども、今現在大蔵村と提携してやっているわけだけれども、もっとほかの町村とも一緒にやるのかも含めて伺います。

**まちづくり課長** 先ほど申し上げましたように、現段階では広域で、今自立圏構想というふうなこともございますけれども、まだどこというふうなことの考え方はございません。

ただ、15年のこの間に、こういった形で新たな斎場を運用していくか、確立していくかということは、今後話し合いで検討していきたいと思います。

**2番** やはりなくてはならないものでもありますし、これからはまた、大規模改修なのか小規模改修なのかわかりませんが、なるべく長持ちさせるように頑張りたいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第4款衛生費について質疑審査を終結いたします。

第5款労働費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第5款労働費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第5款労働費について質疑審査を終結いたします。

第6款農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第6款農林水産業費の質疑に入ります。ありませんか。

**2番** では私から、108ページ、若あゆ温泉等管理費の中で質問をさせていただきます。

若あゆ温泉の公園にあるグランドゴルフ場にあるあずまやは、どの役場のどの課が、課ではないか、振興公社のほうで管理していらっしゃるのでしょうか。

**産業振興課長** うちのほうで管理させていただいております。

**2番** ある町民の方から、やっぱりあそこはただで使えるものですから、結構町民ばかりではなくほかからも来て、大変使用していただいているようですけれども、あのあずまやについてある町民から鳥のふんがあつて座れないという苦情等をいただきましたので、私も見てきましたら、まだ結構掃除されておったようですけれども、やはり根本的に、ずっと振興公社のほうで掃除等をやっているのでしょうか。

**産業振興課長** 全体的に清掃なんかも、草刈り等を中心としてやりながら管理をしているんですけれども、できればやっぱり使う人も、気づいた方も一緒になって、きれいに保ちながら利用していただけるような雰囲気をこれからつくっていかねばまずいかなとは思っています。

ただ、今のところはそういうふうな手だてもしていないので、今後利用される方とか、今の管理は私たちのほうでやっていますけれども、皆できれいに使いましょうという形の中で、指導をしていながらやっていければなと思っています。

**2番** ありがとうございます。

やはり、受益者負担じゃないですけれども、使う人が掃除するというのも1つの案だと思います。しかし、やっぱり根本的に、鳥のふんなだったら鳥の防止用ネットとかそういうものを活用して、小鳥が入らないようにしていただければ、掃除するにしても使用する人たちがやりやすいものになるんじゃないかなと思いますので、その辺のことを検討をお願いしたいと思います。

**産業振興課長** 大変貴重なご意見をありがとうございました。そういったことも念頭にしながら、またどういった対策が一番いいのかも含めて検討してみたいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**7番** 105ページの6の1の5、畜産業費の中の項目の、家畜災害救済事業補助金82万9,000円、これはどういった災害に遭って、何頭ぐらいの補助金だったのか、質問いたします。

**産業振興課長** 成果報告書の51ページにも記載させていただいておりますけれども、家畜防災対策事業……済みません、家畜災害救済事業補助金の82万9,844円については、ここにありますように256頭の共済掛金に対して25%を補助したという内容になっております。（「どういう災害にあったの」「掛金」の声あり）

**7番** そうしますと、これは私は家畜の項目で質問していますが、例えば家畜だけでない、農作物とかそういったものの全ての共済掛金に対して、例えば畜産だったら町の補助が、これは50%、50%じゃないな、25%ある、例えば稲作だったら稲作の共済掛金に対して何%出すというようなことで支出が決まっているわけですか。

要するに、家畜だけに関してのこの共済掛金の負担金なんですか。

**産業振興課長** そういうふうになっています。家畜だけのための、畜産農家の育成というふうな面で、ここ数年このような形で対応しているつもりであります。

**7番** 家畜のみということですね。

そして、この補助金は、私ちょっとよく調べないで質問しますが、町の補助金規定にはちゃんと明記されている案件ですか。質問です。

**産業振興課長** 補助金についても町の条例で整備されていまして、それに基づきまして交付しているというふうになっています。

委員長 ほかにありませんか。

5番 110ページです。若あゆ温泉管理費の中で、成果表を見ますと工事費が、温泉、県民ゴルフ場送水管移設工事、これが170万1,000円ということですが、当初が520万1,000円ということで、単純にすれば入札率が3分の1程度で済んだということなんで、不用額が350万円残ったということなんですけれども、ちょっと同じ工事内容とすれば、余りにも不用額が多く発生しすぎているのではないかと。設計段階で間違ったのかどうか、お伺いします。

産業振興課長 この工事については、場所的には今回舟形マッシュルームが建築されました施設があるんですが、そのところに布設されていまして送水管の移設という形になっております。

当初この金額については、見積もりをもらったときにはかなりこの500万円というような経費もあったんですが、実際やってみますとこれで済んだというような形で、設計が甘かったのかなというようなことになりまして、そうということでもないんですが、結果的にそういうふうに終わったというようなことでご理解いただければと思います。

5番 そうしますと、この予算に対する信頼というのはかなり落ちるということになるような感じがします。こんな予算で、実際の支出額が3分の1、このような感じで予算が立てられたのでは、本当に信用できないということになるわけです。

もう一度確認しますが、同じ工事内容で3分の1で済んだということなんですか。

委員長 休憩します。

午前11時39分 休憩

---

午前11時42分 再開

委員長 再開します。

産業振興課長 大変失礼しました。

成果表に書いてありますとおり、170万円についてはその工事ということです。

不用額の350万円については、当初予算で源泉のポンプの修繕ということで毎年350万円ほどとらせていただいているんですが、それが今回平成27年度ではしなくてもよいという結果になったので、残っているということになります。その工事については、平成28年度に補正でとらせていただきまして、今発注しているところでもありますので、この350万円の不用額については全く違っているということで、説明を撤回したいと思います。

5番 口頭で回答されても信用できませんので、この工事をする前の段階の見積もりを提示していただきたいと思います。

委員長 午後1時まで休憩します。

午前11時43分 休憩

---

午後 1時02分 再開

委員長 再開いたします。

先ほど、若あゆ温泉等管理費の中で、5番奥山謙三委員の質問の中で資料請求という話がありましたけれども、この資料請求について、皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。

資料請求について賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

わかりました。資料請求するということで決定したいと思います。

先ほど沼沢産業振興課長の答弁の中で、何か質問といいますか、説明の不足がありましたので、その辺の質問の答弁をお願いします。

**産業振興課長** 先ほど111ページのほうでも、工事費の中の不用額が350万円というものについては、当初の設計等というようなことで余りにも差があるというような話のご指摘を受けまして、それに説明不足で大変ご迷惑をおかけしました。今ありましたように、後ほど工事費についての資料については提出させていただきたいと思います。

**委員長** これより第6款の農林水産業費の質疑を再開します。

**7番** 105ページの、もう一度さっきの畜産業費の項目で、さっき課長は条例と言いましたけれども、交付金が来て、平成22年6月7日、これはその当時とは大分家畜というんですか、牛等の経営の状況が変わってきたと思うんですけれども、その当時こういった状況でこういった交付規程が、交付規程だと議会にかけないで決められますよね。いうなれば、今回の陵風会のような事後報告だけでいいわけだけれども、そういう報告等自体、私はこのとき中抜けしたものだから、どういう事情でこういう規程ができたのか、あるいは議会、全協あたりにでも諮って決めたことなのか、そこら辺のところを、知り得る範囲でいいですから質問いたします。

**総務課長** 元畜産担当としてお答えいたしたいと思います。

これについては、肉用牛とかそういった牛の関係の価格が下落していまして、そういったことで、ただ事故もあるということで、そういった共済にかけていただいて、そういったことを救済するということと、それから共済掛金がなかなか高いということがあって、そういった畜産農家を守らなければならないということもあって、こういった制度ができたということで、昭和の時代からこういう制度はあって、多分要項は新しくなったと思いますけれども、前からずっとそういったことで議会からも大分質問があって、そういった支援を、牛肉というのは意外とB S牛の関係があったりとか、なかなか厳しい状態が続いていたということで、そういった共済掛金については役場の支援をしていたということ、制度化されたということです。

そのほかにも、アカバネ病とかいろんな予防の注射、その辺についても以前はしていたと、現在もしているのかなと思いますけれども、そういった予防の接種についても町で支援をしていたということでもあります。

**7番** 今、牛肉が何かすごく高値圏内にあるという話を聞いたことがあるんですけれども、そういった変動があるのは当然あるんでしょうけれども、低くなったらそういったものを出すとか、高くなれば一旦中止するとか、そういうものはないわけですか。高くなってもいつまでもずっと補助は必要だし、するという考えなんですか。

例えば、ここに256だか265だか、ちょっと今すぐあけられないんですけれども、250頭前後と書いていますよね。そうしたら、これはもう舟形町にいる全牛、子牛だけではなくて成牛も含めてという認識、あるいは価格というのと価格変動によってこの補助金規程をちょっと変えていくとかという気はないのか、そこら辺のところを質問します。

**産業振興課長** この補助率等については、昨年から廃止されたんですが、舟形町の中でこれまで畜産振興協議会というようなことで、畜産農家と町、さらには農協が加わりまして協議会をつくっております。その協議会の中で、いろいろ補助率の話とか、それから今畜産農家が抱えている課題とか、今県で進めている事業が何なのかとか、そういったものについての話し合いをしながら、ずっとこの補助率については継続しながら推移してきたということですので、そういう機関はなくなりましたけれども、今後問題等がいろいろ発生すれば、また畜産農家を集めまして行うというような約束もしなが

らの今回の解散ということになったものですから、もしそういうふうな、今この時代に合ったような補助率でいいのかも含めまして、今後一度検討してみたいと思っています。

**7番** 済みません、質問を2つ出してしまったんで、もう1つ答えてもらえなかった。

この256頭というのは、子牛とか成牛とかいっぱいいると思うんですけども、これはどういった部類の牛に対しての掛金なのか。そして、今の答弁だと補助率は今後いろんな会議で検討していくという答弁をいただいたという認識でよろしいですね。

その256頭の内訳というんですか、共済がかかっている牛の内訳を教えてください。

**産業振興課長** 今、畜産農家が4軒あるわけですけども、その4軒の中でこの共済を必要とする、掛金を必要とする牛が256頭いるんだというふうな私の認識ではいるんですが、それが全部かということといわれると、ちょっとそこら辺についてはまだ把握できていないので、共済はあくまで掛金を必要とする牛に対しての助成というふうになっています。

**委員長** ほかにありませんか。

**5番** 農業振興費……。

**委員長** 何ページですか。

**5番** 102ページ、農業振興費の中で、成果表の中にありますけれども、1つが戦略的園芸産地拡大支援事業補助金、あとは認定農業者等経営転換支援事業、さらには51ページに水田農業活性化生産体制整備事業費補助金ということで、かなり補助金を出しながら、米以外のものの品目の強化に努めているようではありますが、平成27年度における農業生産額に占める米のパーセント、あわせて野菜のパーセントをお聞きしたいと思います。

**産業振興課長** 大変申しわけございません。全体的な生産額に対する米の生産高、それから野菜の生産高については、手持ち資料がございませんので、済みません。

**5番** 何を言いたいのかというと、今農協ではアグリシフト4対4対2ということで、米のウエート40、野菜のウエート40、畜産で20ということで、要するに販売額に占める米のウエートを下げながら、野菜なり畜産なりの販売額をふやしていきたいということで運動を行っております。そういった中で、今回の農協の座談会の中で、前年度の実績における舟形町の農業の中における米の生産の割合が、確か56%だったと思います。隣の最上町が36%、萩野、昭和のほうで40%を切っている、大蔵村では32%ということで、非常に米のウエートが低くなっております。ということは、米以外のものをふやすことによって農業が元気になっているというような現実があるわけですけども、そこで、森町長にお尋ねしたいんですけども、今後舟形町のこの生産額を維持しながら、米のウエートなり野菜のウエートをどういうふうな方向に持っていきたいのか、お聞きしたいと思います。

**町長** 新庄もがみ、もがみ南部農協のほうの4対4対2というような目標については承知しておりますけれども、その農協の目標とは別に、舟形町は舟形町のありようがあると思います。

まずは、圃場整備等により基盤整備をしっかりとした上で、大規模な水稻農家をしっかりと育てていく。それとあわせて、大規模な水稻農家ばかりではいけないので、それによらない中小の農業者についてはしっかりと畑作によって、土地利用型でない農業、さらに生産性、収益性の高い農産物、品目をしっかりと取捨選択しながら、具体的にはニラ、ネギ、アスパラ、トマト、キュウリ等々の野菜を積極的に推進していております。

ただ、その比率等々については、現在のところ農協のように4対4対2というようなことを申し上げるようなところではありませんし、先ほど質問にありました畜産農家については、飼料とか東電の原発の風評被害等により、なかなか東北の牛は売れないというようなところもあるようです。一方、

子とりの畜産農家についてはいいというようなお話も聞いております。その中で、やっぱり畜産農家を2とするには相当の努力がないとだめですし、そういったところをしっかりと見きわめていかなければいけないとは思います。

したがいまして、農協のように4対4対2というような数字ではありませんが、先ほど申し上げましたとおり、多様な農業の形態をつくりながら、要は生産性、収益性の上がる農業で、若い人が農業に就職したいというような、そういう意欲を持った農業にしていきたいと思っております。

**委員長** 皆さんにご注意申し上げます。この会議は決算委員会でありますので、なるべく決算委員会の趣旨に沿った質問をよろしくお願いしたいと思います。（「わかりました」の声あり）

**5番** 大変ありがとうございました。

基本的に、先ほど町長が申されたとおり、やっぱりこれから米についてはますます大規模化が進んでいくのかなと。大規模化が進むことによって農家数は減っていく、かといって農業をしたいという人はいるわけですので、やっぱりいろいろな農業形態をつくっていただいて、私の町内のPRをするわけではありませんけれども、それぞれの年齢の中でそれぞれ農業で頑張っているというふうな形をぜひ舟形町全体にも波及をしながら、農業の底辺拡大にひとつよろしく願いいたします。

**委員長** ほかにありませんか。

**3番** 113ページになりますけれども、農産業活性化プロジェクト支援事業、平成26年度は加工品販売拡大コンサル業務委託料というので36万円があったと思うんですけども、この事業はもう終了したわけですか。

**産業振興課長** この事業については、平成25年度採択の平成26年度に実施された事業内容になります。この事業は終わりましたけれども、その後に3年間は報告をしなければならないという義務がありますので、その義務のために旅費やそれからいろいろな資料が必要とすれば、需用費等はかかるだろうということでここに予算として置かせていただきましたが、結局最終的にはその需用費等しか使わなかったという中身になっております。

**3番** この事業は、平成26年度は東京都の野村さんでしたか、コンサルタント業務委託をしておったんですけれども、そうすると、今販売拡大の業務を担当している方というのは、どなたもいらっしゃらないということになるわけですか。

**産業振興課長** 今出されました野村さんについては、平成27年度までは産業経済戦略官ということで、東京都におきましての試食販売をする際とかについて、いろいろとご協力いただくということでお願いした中身だったんですが、今現在、平成28年度今年度については、地域おこし協力隊に太田という者がいるんですが、その方から販売戦略なりセールスなり新しい商品の開発なりというところを担っていただきながら、今やっていますので、野村さんとの平成28年度の契約はなっていないということになります。

**3番** そうすると、この加工品の販売拡大というのは協力隊がやっているということなんでしょうけれども、協力隊の販売拡大の実績というものを把握すると思うんですけども、その内容を教えてください。

**産業振興課長** 太田君が平成28年度4月から来られまして、かなりやっていますので、1つは売り先の拡大が図られたということです。駅構内での販売ということで、大宮駅、それから埼玉県ですけどももう1カ所の駅構内での販売とか、それから仙台市近郊におきましての、これもJRとの関係で紹介していただいたものですけども、仙台圏内での販売も何回かやらせていただいているということ。さらには、定期的に新しくでき上がりました新庄のヨークベニマルとの関係

の中で、ケーキ等を年間を通して販売させていただくというような契約にもなっておりますし、さらには新庄のゆめりあ、これは都市交流の関係ですけれども、港区の東麻布の豚カツ屋との契約の中で、加工された商品が販売されているというようなことについても、彼がやはり歩いて、その関係でいろいろつながってきているものだなというふうには認識して、金額的なことについては、ちょっと資料はここにあるんですが、かなりの成果を上げて、去年の倍以上の金額にはなるのではないかなと思っています。

**委員長** ほかにありませんか。

**7番** それでは、115ページ……済みません、間違えました。113ページ6－2－1 林業振興費の中のみどり環境交付金事業について質問します。

成果報告書の中の緑環境税を利用した事業だと思うんですけども、この事業の内容の中に、まず基本枠と特別枠というのがあるという、この枠の意味合いについて、これはどういうことなのかということと、基本枠の中に憩いのスペースづくりプロジェクトとありますけれども、これはどういった事業なのか、森林保護とかそういったことに関係のあるプロジェクトなのか。そして、町内ベンチの木製化プロジェクト、これはどこのベンチの木製化を図ったのか、質問いたします。

**産業振興課長** まず、最初の質問で、基本枠と特別枠ということについては、基本枠については県の予算が35市町村にありますので、それらについての町から要望をいただいたやつに対しての割り当てが基本枠ということになります。要するに、一律的な金額のものということになります。特別枠はそれに付随して、ことしはこれをやりたいということで事業計画を上げますので、それについて採択になるというふうなものについては、特別枠という形で処理されている内容になっております。

ベンチの木製化プロジェクトについては、これはハマグリ沼の林道の整備を行っておりますけれども、それらについてのベンチをつくりまして、その休憩場所としてベンチをつくりまして、そこに配置しているということになります。（「憩いのスペースづくりについては……」の声あり）

済みません。それから西堀町内会の憩いのスペースづくりプロジェクトについては、旧舟形中学校があった下のほう、いわゆる悪土におりていくところですけども、そこと、それから西堀町内会の公園の前といいますか、公民館の前のほうに、これも同じようにベンチをつくらせて置いてもらっていることと、それから先ほど言いましたように、悪土のところまで行く道路がありますので、その辺の道路のスペースづくりということでの内容になっております。

**委員長** 佐藤議員にご注意申し上げます。1問1答方式になっておりますので、何回も質問できますので、なるべく質問は簡潔に1問でお願いしたいと思います。

**7番** 済みません、失礼しました。

この基本枠の中の舟形第2、西堀町内会で、悪土まで行く道路の整備ということなんですけれども、さほど森林保護関係に直結したような事業ではないのではないかという気がするんですけども、そういった事業にも流用できるのが、この緑環境税だという認識を正しいんですか。

**産業振興課長** 西堀町内のほうで今やっていますが、その道路を通りまして奥のほうに木々の何といいますか、樹木の……何て言ったっけ、下のほうにそういう木々を植えて育てまして、そこを町民がいつでも来れて、上のほうについては森林がありますので、その辺の森林整備ということも含めての事業という形になっております。

**7番** そうですか。じゃあ大変いいことだと思います。そういった形であそこの整備が進められるというのは大変いいことだと思いますんで、ぜひ進めていただきたいと思いますけれども、その整備って私は舟形2の事業だと思ったら、西堀の事業なんですね。2の事業は、それでは一体どうい

う事業だったんですか。ここに成果報告がありますよね。

**産業振興課長** 第2については、ほなみの前に町の桜が植えてありますけれども、そのところにフラワーポットなんかも置いてやっているんですが、そこにベンチを置かせていただいています。それらのものというふうにやっています。

**委員長** ほかにありませんか。

**1番** 6の2の1です。成果表の60ページになりますけれども、林業振興費の中で、松くい虫防除委託料でございます33万4,800円。これは猿羽根山公園の中でやっているんですけども、これは薬剤の地上散布でありますけれども、薬剤だけの散布で終わっているのか、それとも伐採して処理をしているのか、そこをお伺いします。

**産業振興課長** この事業については、あくまでも散布ということでやっておる事業になっております。

**委員長** いいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

**委員長** なしと認め、第6款農林水産業費について質疑審査を終結いたします。

第7款商工費を審査します。読み上げをお願いいたします。

**総務課財政管財班長** （朗読、説明省略）

**委員長** これより、第7款商工費の質疑に入ります。ありませんか。

**4番** 7の1の5、118ページ、あしたから始まります若鮎まつり事業ですが、この事業費は今900万円を超えております。10年ぐらい前は600万円ぐらいの予算だったかなという形が頭の中にあるんですけども、年々盛大になりながら、しっかりと町のメインイベントとして取り組んでいるかと思えますけれども、きょうパンフレットをいただきました。要するに、その中にはいろんな業者の中から広告をいただいて、事業費の運営の一部分にしているかと思えますけれども、広告の収入料はどの範囲で見ればよろしいのでしょうか。

**産業振興課長** 若鮎まつりについては実行委員会をつくっております、各関係業者、農協も商工会もということで、町の団体と、それから鮎に携わっている方々というところで実行委員会をつくっております。

今言われた広告料については、実行委員会の中に入れさせていただきながら、この事業を進めるための経費に充てているということになります。

**4番** その中に、広告料として、恐らく企業並びに団体のほうから協力金としていただいているかと思えます。ページでいえば、A4の1ページから見れば、3センチ掛ける五、六センチのサイズまでであるわけです。そのサイズごとに、いかほどで、合計で幾らを実行委員会の運営費として、収入として押さえているのかをお伺いしたところです。

**産業振興課長** 今回集まって広告料としていただいたやつが、152万円ほどになっております。その中ですが、A4の1ページについては8万円ということをお願いをしているところです。その半分ということになりますと、それが3万円から5万円の中での広告料というふうになっております。そのまた半分、A4の4分の1になりますと2万円、さらに1ページになりますと1万円、その半分で5,000円ということ、かなり細かく分けさせていただいているところです。（「150万円はことしじゃないの」の声あり）

**委員長** 休憩します。

午後1時37分 休憩

---

午後1時43分 再開

**委員長** 再開いたします。

**産業振興課長** 大変失礼しました。

平成27年度の件数は115件で、金額で154万5,000円になっております。

**委員長** ほかにありませんか。佐藤委員の質問は3回。（「さっき2回ですよ」の声あり）3回です。もう1回やってから、またお願いします。

**5番** 118ページ、商工振興費について、これは質問というよりもお聞きしたいと思います。

成果表の67ページに、事業内容として町資格取得支援事業補助金5万5,000円ということで、この補助金によってどういうふうな資格をとったのかというのが1つ。もう一つが、町商工業起業支援事業補助金これが121万5,379円とありますが、どういうふうな起業があったのかお聞きしたいと思います。

**産業振興課長** まず、②の商工業起業支援のほうですけれども、これについては4件ありまして、1つが、パソコンでネット関係で広告宣伝を行うための仕事ということがあるんですけれども、それを行って企業としてやっていきたいということで補助をしたやつが1つ。それから塗装業ということで行いたいということで行ったやつが1つ。さらには飲食業ということで、ラーメン屋ですけれども、それを行っているものが1つ。さらに、これは……もう一つについては、ちょっと後で報告させていただきたいと思います。済みません。

資格取得については、今回については……ちょっと手持ち資料がございませんので、もう少し、済みません。

**5番** では、今起業支援の中で、パソコン、ネット云々というところがありましたが、これはどういったものを売る仕事なんでしょうか。

**産業振興課長** ある企業から広告を載せてほしいとか、デザインをしてほしいとか、それをパソコン上で依頼を受けて、それに基づいて商品をつくるというふうなことでのサービスです。サービス業になります。

**委員長** ほかにありませんか。

**4番** 先ほどの鮎まつり事業の質問をさせていただきますけれども、広告をいただいて協力して得た協力金を、鮎まつりは町が事業主体で実行委員会等を設置してやっているわけですが、その150万円何がしは収入になるわけですね。もちろん鮎まつりで出店する方の、3万円だか6万円だか出すやつも収入になるわけです。それを、町の一般会計のほうから繰り出せるものも含めて、910万円何がしという予算で鮎まつりが行われているというふうに私は解釈をしているんですけれども、その収入そのものがあるというのは、どの場面で見れば理解できるのかなというところがあるんですけれども、ちょっと私の勘違いで、これは収入には上がってこないのかなって、実行委員会で処理しているんだっていうなら別ですけれども、そこら辺をよろしくお願いします。

**産業振興課長** 実行委員会のほうには、先ほど言いましたように協賛金、出店者からいただく負担金、さらには繰越金と町からの支出金ということで、収入として行っている事業になっております。歳出については、それにかかる経費全てなんですけど、特に会場の整備費等についてかなりかかるのかなというところ、さらにはゲストというようなことで呼び出す際の経費、旅費というふうなものがあるのかなということであります。

ここの決算書のほうに出てきているもろもろの金額がございしますが、これを一旦実行委員会のほうで、伝票上ここで処理するんですが、予算の計上上については、この経費とさっき言った出店者の負

担金、さらには広告料等の協賛金を合わせての金額で処理しているということになっております。しがたって、ここに出てきていない部分での支出についても、この実行委員会の中で払っているという形になります。

例えば、会場整備をするために人夫雇い上げ賃金というものが出てきたり、当然シャトルバス等の運転手もお願いするわけですが、これらについての経費ということでもかなりかかるというふうなところ、さらにはこの実行委員会の予算でできないというところのものについても、ここで負担しているということになっております。

**4 番** 今、課長が説明した中の全てがここに費用として上がっているわけじゃないでしょうけれども、例えば歌謡ショーの費用が140万円何がしと上がってきておりますよね、委託料であったりいろんなものが。今の言葉を理解しようとすれば、町の繰出金が910万円何がしの予算で、プラス鮎まつりの出店者からいただいた金プラス広告協力金150万円、要するに1100万円何がしが鮎まつりをするに費用がかかって、鮎まつりが整っているというふうな形なんですか。それに関しては、実行委員会で100万円の繰出金プラス外部からの収入で、実行委員会で収支の報告になっているわけなんですか。

**産業振興課長** そのような形になっています。

**4 番** 大変認識不足で済みませんでした。もし鮎まつりが、実際にどのぐらいの費用がかかってどのぐらいの入り込み数で、鮎の総販売量、要するに漁協にことしから350円で鮎が販売になるということですので、数字的なものは過年度分は全く見えてこないような状況で、毎年決算されるこの予算内で祭りが執行されているんだなという解釈をしておりましたので、これからもしこの仕分けした形の中が、外部からいただいたお金、内部の持ち出し金、このぐらい鮎まつりにかかってやって、成功しているんだよというものを示していただければ、ぜひ示していただきたいと思います。

それと同時に、協力金をいただいた各企業、団体の方々にお礼じゃないですけども、町ではこのぐらい持って、協力金はこのぐらい持って鮎まつりをやっていますよということが、お礼とともに何か文章等か広報等で流れれば、なおさらいいのではないかなという思いがありますので、今後よろしくをお願いします。

**産業振興課長** この実行委員会を組織するにしても、やはり今のような支出が正しいものかということもありますので、これについては会計監査ということで監査委員を設けまして、監査していただきながら実行委員会に報告するというような形になっております。

なお、今言われたみたいに、全体的な経費というようなことがわかればということもありますので、その辺については実行委員会の中で話を進めて、提示できるものは全部していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**委員長** ほかにありませんか。

**3 番** それでは、成果表の64ページ、観光費からですけども、成果報告書の3番目の成果の中で、観光総務事業ですけども、この成果の中では「交流人口の拡大と、町の活性化につなげることができた」というふうな成果が出ております。そして、猿羽根山公園管理事業では、「利用者の増加と交流人口の拡大、町の活性化につなげることができた」。観光物産センター管理事業では、「観光振興と町の活性化、地域の賑わいをもたらすことができた」。商工振興総務費事業では、「商工業の振興と地域経済の活性化が図られた」と、全て活性化、交流人口が拡大しているんですけども、ここまで拡大しているのであれば、町税だってまだまだ上がるんだろうと思うし、数字もまだまだ上がっていいはずだろうし、町にまだまだ元気があつていいんだろうというふうに思いますけれども、この活性化という言葉をどのように認識しておられるのか、お伺いします。

**産業振興課長** 観光のほうで申し上げますと、これまでなかった、例えばここの成果の中にも書いてありますけれども、「ヒストリックカー in 舟形」というふうなものも、ことしで3年目を行ったわけですが、やはり毎年人がふえて、車の台数もふえているということもありますので、そういった意味での交流拡大、それから町の活性化というのは、やはりこのことによって若あゆ温泉なり、それから来た方々については、必ずのようにガソリンを詰めていってくれるというふうな、少ないんですが目に見えるような形が少しずつ出てきているというようなことで、町の活性化ということで観光のほうではうたったということで理解をしているところであります。

猿羽根山公園についても、実習館でNPO法人としていただいている方々の鋭意努力によって、今まで舟形町内の方が多かったんですが、町外の方が逆転して多いというようなことについても、やはり交流人口なり町の活性化というものにつながったという形で理解をさせていただきながら、ここに揭示しているという形をとらせていただいたところです。

物産センターにも同じような形がいえるのかなと思いますけれども、あそこにいる関係者の努力によって、いろんなイベントもあそこで行っているということもあって、観光物産センターに至っては町の情報の発信源であるということもありますので、その辺で観光振興が働いているというふうなこと、それから地域のにぎわいが出てきたのではないかとということで、少なからずそういうふうなことで理解して、書かせていただいたということです。

よろしくお願いします。

**3番** ただいま課長の答弁の中で、書かせていただいたというふうなことですけれども、ここまで活性化していれば、やっぱり町税だってまだまだ上がってもいいだろうと私は思うんです。そして、この舟形町だってまだまだ元気になってもいいんじゃないかと、元気があってもいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょう。

**産業振興課長** 確かに、議員のおっしゃるとおりなのかなということは、私も感じているところではあります。目に見えてそれが直接費用対効果に結びつくということについては、なかなか今のところ難しいのかなということで感じております。

例えば、物産センターにあっては、加工場でつくったやつを販売したりということで、それぞれの中で努力をしながらやっているわけですが、舟形に来ての方を呼ぶための努力というものをもっともっとしていかなければだめかなとは思っていますので、その辺も含めまして、やはり委員の言われたように、もっともっ目に見えるような形になればいいかなということで、努力したいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**1番** 7の1の1ですね、117ページ、成果報告書の64ページにございます東北芸術工科大学の観光振興委託料108万円がございます。これの委託内容と、それによってもたらされている効果といいますか、そこら辺をお願いしたいと思います。

**産業振興課長** これについては、芸工大のほうに舟形町のPR、プロモーション映像、さらに町のイメージポスターを作成してほしいというふうな業務をお願いしまして行った内容になっています。ポスターについては、2種類のものをつくっていただいたということです。プロモーション映像についてはCD化にしまして、それをつくっていただいたということで、それらは東京都管内、それから今やっているところでは室内でPRする場所が港区の麻布支所のほうにあるんですが、そのところで流していただくとかというふうなことで、今考えてやっているということになっております。

これらは、コンパクトに3分ぐらいでまとめたやつですので、それを3分以内に舟形のイメージと

いうふうなものを強く入れまして行っていたいたCDなりポスターなりというふうに思っているところであります。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第7款商工費について質疑審査を終結いたします。

第8款土木費を審査いたします。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第8款土木費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

**2番** 124ページ、成果報告書は77ページになりますけれども、この中の除雪委託料7,775万7,000円とありますけれども、今年度というか、去年の冬の雪の降雪量を思いますと、近年にないぐらい少なかったのかなと私なりに理解しておるわけですが、その中において、1工区当たり700万円強がかかっているわけですが、こんなに雪が少ないときでもこのぐらいかかるというんだったら、豪雪になった場合の金額がどのぐらいにはね上がるのか、恐ろしいかなと思いますので、その辺のところを質問させてください。

**地域整備課長** 除雪対策費の委託料であります。本年度は成果報告書の77ページのとおりの、7,775万7,429円かかっております。一昨年ですと、平成26年度なんです、1億96万2,836円の決算額になっておりまして、対前年比78%ぐらいの執行率になっております。ただ、雪は降らなかったんですが、やっぱり例年どおり排雪等の要望がございまして、2月、3月と除雪費がかかったというような状況であります。以上です。

**2番** 答弁していただきましたけれども、やっぱり排雪にお金がかかったと、やはり堆雪場所に関しては、民間にお願いして置かせてもらっている関係上、これはやっぱりしなければならない、絶対にやらなければならないものだとも私も思っておるわけです。

しかし、やはり金額がかなりの金額で、あの平成23年度だか平成24年度だかのときの大雪に換算したら、3分の1ぐらいしか降っていないんじゃないかなと私の認識の中であるわけです。3倍も降ったらこれが単純に3倍で済まないわけですよ。もっと屋根の雪おろしとか、さまざまな要因が出てくるわけですから、これを持続可能に森町長も、これから生活道路も含めて、もっと拡充するという方向性にあるわけですから、やはりこの予算の圧縮をこのままの状態で行っていくのか、もう少し圧縮するような考えはあるのかなのか、お伺いします。

**地域整備課長** ただいま小国委員が言われたとおり、やっぱり堆雪している場所に関しましてはお借りしているところでもありますので、地権者の方から言われたら雪を排雪しなければいけないということになっております。ましてや、平成27年度は雪は少なかったんですが、やっぱり雪が少なくてだんだん天気がよくなってくるものですから、農作業も含めまして早目にやりたいというのは、心情がわかるところがありまして、3月、4月になれば消えるんですけれども、早目の排雪をお願いされたということです。

今年度、もう一つご質問いただいた生活道路も含めて、これから除雪計画を立てていくわけなんです、予算等については、できる限り与えられた予算の中で執行するように、節約しながら執行していきたいと思っております。

**2番** 頑張ってもらえないんですけれども、ちょっと市庁舎あたりのやり方をお伺いすると、排雪の場合は業者委託をしないで、そういう人員もいるんでしょうけれども、もうどんどんとそういう市の組織の中でやっているという話もお伺いしております。やはりそういうふうに、町も除雪の委

託をしているんだけど、排雪に関しては別組織みたいな、直営みたいなものにして、やっぱり一番お金がかかるのは排雪だと思うんです。そこに目を向けて取り組んでいかないと、なかなか圧縮ということは難しいのかなという思いもあります。

もう一つ、チェーン、カッティングエッジとかとありますけれども、これももう少し仕入れするところを多角化して、競争原理も働かせながら、もう少し安いところとか、この消耗品もかなり大変な金額になりますので、これも含めて検討していただきたいと思います。

**地域整備課長** 先ほど言われました直営であります、やっぱり今の人員、スタッフの中でしていかなければいけないことになりますので、今のところは業者に委託という方向で考えております。

消耗品につきましては、できる限り単価の安いところを見つけまして、また競争もしていただきまして、なるべく安く仕入れるようなほうに頑張っていきたいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**4番** 126ページ、8の4の1、町営住宅管理事業について、確認のためですけれどもちょっと質問させていただきます。

町営住宅がいろいろと、舟形団地1、2、3号棟から木友、西堀、ハイムひだまりとあるわけです。その点の中で、舟形1、2、3では滞納が42名ほど出ていて、運営にもちょっと苦慮しているところがあるかと思いますが、あとはかなり老朽化で、大改修工事も懸念されていると思いますけれども、木友団地においては、マテリアルさんから土地を購入した際に、木友団地は買い取りしていただくというお話があったかと思いますが、今現在9棟利用されておられるわけですが、その後の入所者との交渉というか、進捗状況を伺います。

**地域整備課長** 木友団地についてであります、あの団地については、公営住宅法に基づいた住宅であります。それで、売り払いとか入居者にお譲りすることになりますと、その法律で縛られておりまして、今のところはちょっとなかなか難しいものがありますので、平成31年以降に、平成元年に建てた住宅について売り払いというか、そういう形にできるような年度が来ますので、そこら辺で考えているところであります。

**4番** それでは、今の答弁に対してちょっと確認させていただきます。

私の記憶が間違っていたかということの確認ですけれども、以前三菱マテリアルが所有されている土地に公営団地を建てて、借地料を払っていたと認識しております。もちろん今の中学校もそうあります。それで、あそこの公営団地を町で買い取ると、なお、町道を認定してあそこが町道でつながりました。そういう関連のいろんな手当てをしながら買い取りをしていただくという約束の条件で、三菱マテリアルから買い取りをして、交渉に入るという話だったと記憶しているんですけれども、私の勘違いでしょうか。

**地域整備課長** 三菱マテリアルから町のほうで買った段階、平成26、23……ちょっと年度が、済みません。その段階で、入居者の皆さんにお諮りをして、買っていただくというような形を考えておったんですが、交渉してみますと、今現在いる方々の中で、たしか1軒か2軒だったと思うんですが、最終的には1軒の方しかいなかったような記憶を持っているんですけれども、それでその場は進まなくなったというような形になります。

**4番** そうなると、先ほど答えていただいた公営団地法によって販売することはできないというふうな答えでありましたけれども、買っていただく、要するに9戸入所されている方々に平等に声をかけて、町で買って、買っていただくというような、大ざっぱにいうとそういう流れだったと思うんです。売することは、提供することはできないというものの期間をある程度外れたからそういう話になっていっ

たんだと思うんです。

今後、これに関しての管理者は町であるわけです。今後ともこの話を進捗させようとする考えがないのか、このまま公営団地のままで、出た、入ったという形の繰り返しでメンテナンス、維持管理は町でずっとやっていくのか、それとも、やはり前の計画どおりに購入していただける方については購入していただくという方向なのか、そこを再度確認したいと思います。

**まちづくり課長** 昨年地域整備課におりまして、この件について議会のほうでも答弁させていただきました。

あの当時というか、去年のその前の年なんですけれども、三菱マテリアルからその土地の部分を町が買収しましたのでというふうなことで、あそこの住宅について払い下げをしたらどうかというような話になりました。ところが、なかなか提示した金額、400万円だったかと思うんですけれども、それに応じられる方がいらっしゃらないということもございました。そういったことをもう1回、再度検討しようということで、昨年地域整備課の中で県のほうにも相談に行きまして、そうしたらば、補助金の年限がいわゆる耐用年数があるというようなことで、まだその耐用年数が来ていないので、そうしたことから、いわゆる補助金関係の返還が出てくるということもございました。そういう規制がなくなるのはいつかということでお伺いしましたら、平成元年に建築した分については平成31年まで、平成3年に建築した分については平成33年までというふうな回答でございました。それ以降について、どういうふうにしようかということと考えてはいたんですけれども、まだ時間があるということもあり、去年は屋根の塗装、今年度と分けてやっているわけなんですけれども、まだ維持は町がその辺までは持って、それ以降については町で検討していくというふうな段階でありました。

**委員長** ほかにありませんか。

**7番** 127ページ、8の3の1、河川費の中の4、きれいな川で住みよいふるさと運動事業、この事業は、私は県と町が共同で開催しているものだと思っているんですけれども、事業主体ですね、案内には県と町の共同事業だと書いてあるんですけれども、今、ページ言いませんでしたか、127ページに……（「言った」の声あり）言った、はい。それで、今の現状を話しますけれども、舟形町の本町第4地区あるいは沖の原地区は、向屋の対岸になります。そこで2年間にわたって増水のために中止にしています。これは、町内会長の判断で中止にしたりしているんですけれども、それ以外にも、この事業について、要するにとったので河川の中に入れなくなりました。そうすると、ごみを拾うところがないやと。さらに、河川の流れが変わって、沖の原地区に行くと、指定された場所の道路が崩れて、さらに拾うところがないわけです。そういう声は来ていないですかね、ごみを拾うところがないという声。もう一つは、もうちょっと時期を早くしてくれれば、雑草が生えてくる前に実施してくれれば、ごみをいっぱい拾えるんだよという声、この2つが上がってきているんです。そういう声は町に届いていませんか。

**地域整備課長** きれいな川で住みよいふるさと運動であります、県下一斉に行われます。舟形町につきましては鮎の解禁前ということで、1週間早く6月末の日曜日に実施しております。あとはもう1回、9月最終の日曜日に第2回目ということで行っております。

先ほど言われました向屋地区に関しては、あそこの堤防というか、堤防の下河川に入っていく道路がちょっと崩れておりまして、やっぱり入っていけないということは現場的にはわかっているんですが、実際うちのほうに届いていないというところもあります。

ただ、川が増水して入れなかったり、雨がひどくてできなかったりという判断は、ある程度町のほうでは大きな災害とかになるような雨のときには指示しますけれども、小雨程度は町内会長等々でご

判断していただき、行っていただいております。

間もなく2回目の一斉清掃も始まるわけなんですけど、そこら辺をちょっと検討しますが、もしできなかった場合には、川と限らず地区の道路とか、そういうところのごみとか清掃もして、ごみを拾っていただければと思っております。そんなところです。

**7番** 大変重要なことを1番最後に言ってくれたんですけれども、もし町が指定した場所を拾えないとなれば、町内会で判断して範囲をどこかに広げてやってくださいということなんですけれども、この指定がまず難しいんです。

要するに、町内会には指定場所というのを案内してやっているわけだから、それを例えば町内会長とか役員の方々が場所を変えて、じゃあこっちまで行ってやってくださいよというのは、なかなか難しい。これは町が範囲を指定してやっているんだから、指定を見直すべきなんです。見直して、今現状は拾えなくなっているんだから、そこはちょっと範囲を広げたり、場所を変えたりして、そこをちゃんと見直してくださいということです。ことしとか去年とかと続いているんです。それは1つ町がやるべきことだと思います。

そしてもう一つは、やっぱり時期の変更を、これは舟形町は1週間ずらせるんだったら、もうちょっと早くずらしてもいいのかなという検討を、県とやるのかどうかは知らないけれども、やるんだったらそういう検討をしていただきたいということです。

**地域整備課長** わかりました。場所については、大変申しわけないんですが、今年度は同じ箇所ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。来年度以降につきましては検討するような考へでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また日程の変更も、変えられるものであればちょっと検討はしますけれども、これも県下一斉の事業でもありますし、そこら辺は調整しながらやっていきたいと思ひます。

**委員長** ほかにありませんか。

**1番** 126ページ、河川費ですね。成果報告書の78ページになっておりますけれども、ここで河川公園管理委託料516万4,651円ということがあります。この中で、公園管理委託、芝刈り、堤防草刈り、花壇管理335万3,400円とございますけれども、これとその下にシルバー委託ということで、トイレ清掃、草刈り、ごみ拾い等というようなことがございます。

それで、この中にはチャイルドランドの河川側の草刈りというのかな、そっちのほうはこの委託の中には入ってございませんか。

**地域整備課長** 河川公園の管理委託につきましては、河川の中の草刈りは入っておりません。

**1番** 河川の中ではなくて、河川の石と河川に降りる階段がありますよね。そこに今、ヨシとか草が非常に茂っています。これに関して、県外の方ですけれども、舟形町に来てああいうふうにチャイルドランドが非常に芝生がきれいになっているのに、川にもちょっと降りてはいけなかったんだというようなこともあったので、やはりこういうふうに委託料があるとすれば、そういうふうに河川と親しむような意味もあると思うので、堤防というか護岸ですね、石を並べている、あそこら辺もきれいにこの委託でしていただいたほうが、舟形町を橋を通っての見ばえを見るにもいいし、県外の方からも、県外でなくて町外か、町外の方から言われたんですけれども、やっぱり行ってみたいくなるという声もあったんで、委託料がせつかくこういうふうにあるので、増額するかどうかはわからないにしても、そこら辺も管理していったほうが大変いいのではないかなと思いますので、そこら辺も考慮をお願いできればと思います。

**地域整備課長** 河川公園の委託につきましては、今伊藤委員が言われましたとおり、芝生とあとは県道

ののり面とか、そっちの草刈りを委託しております。ただ、先ほど言われましたヨシとか河川の中ですね、高水敷から外れた中のほうなんです、県の管理になってしまうものですから、町のほうとしましてはちょっと入ることができないと思うので、そこら辺については県にしゅんせつやら支障木、草刈りというようなお願いを今後していきたいと思います。

**1 番** 今課長が言われたように、河川の維持管理費がございます。河川のほうにも働きかけて、そこら辺をやっていただくようにお願いしたいと思います。

**地域整備課長** そのように県のほうに働きかけていきたいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

**2 番** 128ページの成果報告書81ページ、住宅整備事業の中の定住促進住宅団地整備事業とありますけれども、土地取得があつて、また促進住宅を建てる予定があつての購入だと思うんですけれども、この場所はどこになるわけですか。

**地域整備課長** 定住促進住宅団地整備事業であります、場所はハイムひだまりⅢの北側になります。そこを造成いたしました。

**2 番** というと、またもう1棟建てるという予定だと思いますけれども、また第3町内が大きくなる感じがするんですけれども、確かにこれは皆さんから評判のいい定住に向けての施策なんですけれども、入居している方からのお話で、舟形町は小中一貫教育を目指してやっているわけなんですけれども、ここに入居すると、小学校6年生で出ていかなければならないということになっていると思うんですけれども、間違いないですか。

**地域整備課長** その造成した場所に、今後子育て支援住宅ですか、その建築についてはちょっと未定でありますので、建てるのかというのはまだはっきりしておりません。ただ、あそこは何らかの形で今後利用されるであろうということで、造成させていただいた箇所であります。

子育て支援住宅については、一応今小国委員が言われた年齢に達しますと、退去していただくような形になります。

**2 番** やはり入っている父兄というか親御さんにとっては、小学校6年までいて、中学校でまた新庄市に出ていけとか尾花沢市のほうに行ってくれとかということなのかと不安がられて、相談も受けております。やはり、せめて義務教育でありますので、中学校卒業までは何とか置いてもらえないだろうか。例えば家賃が上がってもそこにいたいんだという、そういう切実なる思いも伺っておりますので、その辺も、町長、これを変えていくという気持ち、お願いします。

**町長** 何回も申し上げておりますけれども、子育て支援住宅ハイムひだまりⅠ、Ⅱ、Ⅲにつきましては、定住促進のための住宅であります。そのために、小学校、中学校、保育所と一貫教育をしておりますし、さらに子育てしやすい環境をつくりながら、何でそこで制限付きの住宅を建てたかということを何回か申し上げているはずだと思いますけれども、保育所から小学校6年間、子供のコミュニティー、親のコミュニティーができたときに、中学校で変わっていくということは、よっぽどお仕事の関係とかがない限りは動かないというふうな、前回私が企画調整班にいたときに、議会の方々と一緒に行った下條村というところのお話を聞いたときに、そのようにおっしゃられておりました。あそこで制限付き住宅をつくったのは、1番末の子供が小学校で行ったときには、卒業するときにはしっかりとして、町のほうで宅地造成とかをしながら、そこに一戸建てを建てていただきたいという思いの中で、そういう制限付き住宅をつくっておりますので、その点の理解をしっかりと議員方もそういう方々に教えていただいて、ぜひ宅地造成をこれから計画しておりますので、そこに建ててくださいというようなセールスをしていただければ、定住人口がふえるのではないかと思いますので、中学校3年生ま

で延ばせという考え方ではなくて、小学校卒業をしたら一戸建ての家を建ててくださいというふうに言っていたきたいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第8款土木費について質疑審査を終結いたします。

第9款消防費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第9款消防費の質疑に入ります。ありませんか。

**5番** 9の1の3、防災費ですね。その中で、災害に強い地域づくり総合支援事業補助金ということで、84ページの成果表にありますけれども、平成27年度においては、新たに4地区に自主防災組織ができた、そして38地区中29地区でできたというようなことでありますが、新しくできた4地区を除いて25地区で毎年実施しているというような地区の数というか、全部であれば全部だということでもよいんで、毎年行っているところが全部なのか、はたまた全部ではなくて何ぼぐらいがこの自主防災訓練といえますか、これを実施しているのか、教えていただきたいと思います。

**総務課長** 今手元にございませんで、ちょっと今資料を持ってこさせますのでよろしくお願ひしたいと思いますが、基本的には、町のほうからは自主防災組織を設立して、訓練もして、安否確認をしていただきたいというふうにお願ひをしているわけですが、なかなか全部の自主防災組織では難しいようです。正確なところは今持ってきますが、1桁ぐらいかなと思っております。正確なところは今財政班長に持ってこさせますので、そのときに答弁させていただきます。

**5番** そうしますと、結論をいえば全部の自主防災組織は毎年行っていないというようなことでいいんですね。

そこで確認なんですけれども、この自主防災組織を設立するときに、毎年するとか何とかという規約をつくっているわけですね。私の集落では、毎年するということはもう明記して毎年行っております。だから、やっていないところはそういうふうな規定がないというような理解でいいんですか。

**総務課長** 標準的な自主防災組織の規約を参考に、町内会のほうにお渡ししているんで、多分ほとんどというか、全て防災訓練もすることの規約を設定していると思います。ただ、町内会長がかわられますと、やはりその町内会長の意識の問題とか大変さといえますか、そのほかにもいろいろありますので、そういった中で、町内会で毎年したほうがいい、それは当然しておかなければならないんですけれども、そういうところとやっぱりちょっと温度差があるのが現実問題であります。そういったところについては、今後ほかの自主防災組織の中で、全体的な町内の1つの組織化も今後検討しながら、モチベーションが落ちないようにしていく必要があるのかなと考えております。

特に組織化が多く図られたのは、県のほうでもやはりそういうものが大事だということで、20万円を上限に、施設整備費にお金をいただいております。今は、県のほうがなくなって町のほうだけになっていますけれども、以前までは県20万円、町20万円でヘルメットとかいろんなものを整備しましたが、県のほうが途切れて、今は県は別の観点で、防災訓練を初めて実施するところについて2万5,000円を出すと、町のほうで2万5,000円をかき上げてやるというふうな補助要綱に変わってきております。ただ、町のほうではまだ100%になっていませんので、その20万円は継続して出している。したがって、20万円、20万円で2地区が40万円交付されて、その2地区が初めて組織化をして防災訓練をしたということで、町の分と合わせて5万円ずつ交付を受けて、その分が下のところにある10万円だということになっております。

先ほど申し上げましたけれども、こういう意識が落ちないように、今後全体的な組織化を図って、協議会的なものをしていかなければならないのかなというふうには認識をしているところであります。

**5 番** このたびの定例会においても、いつ災害が起きるかわからない、そしてまた、安全、安心を高めなければならないというようなことが、再三にわたってその言葉が出てきているわけです。そういった中で、1 番に優先されるのが、やっぱり共助、地域で助け合って行っていくというのが1 番の基本だと思うんです。その基本を、やっぱりどこかで周知徹底していかなければ、この自主防災組織が形骸化してしまうんじゃないかなと、今心配なんです。だから、やっぱり毎年規約ですというふうに決まったらすれば、やっていくというところを、義務とはいいいませんけれども、ある程度強く言ってもいいんじゃないかと。ひいては自分たちのためということであるので、町のためでは決してありませんので、そこら辺をもう少し強く言ってもいいんじゃないかなという感じがします。

**総務課長** あまり強い言葉ではなかなか言いづらいわけですがけれども、そういったことで取り組むようにしたいと思います。

**委員長** 3 時まで休憩します。

午後 2 時 4 4 分 休憩

---

午後 3 時 0 4 分 再開

**委員長** 再開します。

先ほど 5 番委員の質問の中で、防災訓練の部落の数の説明を中山総務課長に求めます。

**総務課長** この件については、大変申しわけありませんが、まずはおわびをしたいと思います。

うちの担当のほうで避難訓練実施のほうをきちっと押さえていないということと、まず申し上げたいと思いますけれども、実際に報告があったところについて整理をしています。

報告があったところについては、平成27年度は5カ所、平成26年度も5カ所、平成25年度が3カ所ということになりますけれども、そのほかに消防のほうでは夏季非常招集訓練、それから総合防災訓練のときに実施しておりますので、それに毎年2カ所ずつ加わるというふうなことでよろしいのかなと思いますけれども、今後、こういったことについては、きちっと防災係のほうで押さえさせるようにしたいと思います。

**委員長** 質疑を再開します。（「もう1回だけ」の声あり）特別に。

**5 番** 今報告を受けて、5カ所というのは正直言って驚いております。

ぜひここでお願いしたいのは、大規模な安否確認訓練ではなくて、短時間で終わるような形でも結構なので、安否確認を重視した、そして朝仕事で終わるような訓練ができますので、私のところでは6時半ごろから8時前には終わっているということなので、この辺を情報を提供しながら、毎年する集落を、自分たちのためなので、この自主防災組織ができているところについては全て行うように指導をお願いしたいと思います。

**総務課長** こういったことが始まるきっかけといいますか、そういうふうになった地域づくりの中で、櫻井先生のほうからいろいろと指導していただいて、そのときに優良事例ということで紹介もさせていただいた経過もあります。そういったことが大事なんだろうなということで、そういった町内会長会議のときに、ある程度時間を割いていただければ、そういったときにあまり重いような避難訓練ではなくて、ある程度効果が出るような中で、短時間で今言っていたようなところをチョイスをして、そういったところをご紹介するような時間を設けたいと考えておりましたので、その

方向で検討したいと思います。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第9款消防費について質疑審査を終結いたします。

第10款教育費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、第10款教育費の質疑に入ります。

**7番** 149ページ、10の4の3文化財保護費の中の民俗資料館警備委託料というんですか、それとあわせまして主な成果表の98ページ……済みません、間違えました。97ページの下、舟形町歴史民俗資料館の管理運営ということで、ここに舟形町の予算の中で、亜炭の資料、「舟形の亜炭パネル・写真展」等を開催してくださった事業だというように思います。非常にいいことだなと思いますけれども、あそこの資料館の中の奥の部屋に倉庫がありますけれども、その倉庫の中にどういった資料があるか、把握していますか。

**教育次長** お答えします。

歴史民俗資料館、それから古民家がございますが、そちらのほうに展示物がございます。そちらに展示できない、寄附をいただいた昔の農工具であったり、それから今ご指摘のありました亜炭関連の資料を後ろの倉庫に保存しております。

**7番** 私の言ってほしかったものが抜けていたので言いますけれども、1つは旧戸澤藩の時代の石高というのがあります。大きい掛け図があります。それともう1つは、戊辰戦争のときの小国を挟んでの旧幕府軍と新政府軍を描いた大きい絵があります。これを眠らせておくのは非常にもったいないので、ぜひこういった事業の中で使うべきだというふうに思っています。これは倉庫に眠らせておくべきではないと思います。そういった展覧会をするのが難しいのであれば、やっぱり公民館とか庁舎内にこれを展示して、町民の関心を集めるとか、町に来てくれた方の関心を集める、これは石高なんていうのは農家の人はすごく興味があると思いますよ。私はすごく興味を持って見ました。富田がすごく多かったですね。そういったところをやったりもう1回見て、こういった事業に生かせるように、これはこれで非常にいい事業ですから、やりながら倉庫をもう1回整理して、そして有効活用というのをするという方向性で教育委員会には進んでもらいたいなと思いますけれども、いかがですか。

**教育次長** 歴史民俗資料館の活用につきましては、毎年テーマ性を持って1回展示をしようと思っております。平成27年度が亜炭の展示だったんですが、これからそういった貴重な資料を参考にしながら、テーマを考えて活用してまいります。よろしくお願いします。

**委員長** ほかにありませんか。

**3番** それでは、1点だけ質問させていただきます。

145ページ、舟形町青少年スポーツ・文化活動地域支援事業費交付金、これが69万6,000円ですか、成果表の93ページになりますけれども、これは舟形中学校部活動の保護者会8団体の補助金になっております。野球部の8万9,000円からサッカー部の10万9,000円まで。部員数が脇に書いてありますけれども、これは1人当たりの金額が全部違うんですね。一番安いところでは、サッカー部の1人当たり5,190円、一番高いところでは相撲部の2名で4万6,000円ですから1人当たり2万3,000円で、これはどういう理由でこういうふうになっているんでしょうか。

**教育次長** この予算につきましては、中学校の部活動の運営費の補助になっております。今ご指摘のように、1人当たりで単純に割れば違うんですけれども、配分の方法としましては、1部活に基本額4

万円としております。そして、残った部分については人数割りということで、1人3,000円を目安に交付しておりますので、単純にこれを割っていきますとやっぱり差が出ます。よろしくお願いします。  
**3番** でも、1人頭5,190円と2万3,000円では随分差があると思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

**教育次長** 確かに、部活動によってかかる経費が違ってまいります。

例えば、卓球部の場合はB & G海洋センターで行いますので、ほとんど会場使用料とかがかからない部活もあれば、テニス部のように毎回温泉のほうに行ってお金のかかる部活もありますので、この辺は部活の実情に合わせた交付にするように今年度は指示しておりますので、これから改善してまいります。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第10款教育費について質疑審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** 第11款災害復旧費の質疑に入ります。何かありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第11災害復旧費について質疑審査を終結いたします。

第12款公債費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** 第12款公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第12款公債費について質疑審査を終結いたします。

第13款予備費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより第13款予備費の質疑に入ります。何かありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、第13款予備費について質疑審査を終結いたします。

これで、一般会計の審査を終結いたします。

12日月曜日午後1時30分より再開します。

きょうはこれにて散会いたします。

午後3時25分 散会

平成 28 年 9 月 12 日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録  
（第 3 日目）

平成28年決算審査特別委員会第3日目

平成28年9月12日（月）

---

出席委員（9名）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 伊藤 欽一 | 6番 斎藤 好彦 |
| 2番 小国 浩文 | 7番 佐藤 広幸 |
| 3番 石山 和春 | 8番 叶内 富夫 |
| 4番 佐藤 勇  | 9番 加藤 憲彦 |
| 5番 奥山 謙三 |          |

---

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

|                     |                   |         |
|---------------------|-------------------|---------|
| 町 長 森 富 広           | 税務福祉課福祉国保班長       | 須 貝 孝 子 |
| 副 町 長 酒 井 雅 彦       | 税務福祉課健康介護班長       | 伊 藤 誠 宏 |
| 会 計 管 理 者 結 城 恵 美   | 教 育 委 員 長         | 太 田 二三男 |
| 総 務 課 長 中 山 進       | 教 育 長             | 齊 藤 涉   |
| まちづくり課長 伊 藤 幸 一     | 教 育 次 長           | 叶 内 範 夫 |
| 税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 沼 沢 弘 明 |
| 産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明 | 代 表 監 査 委 員       | 渡 邊 敬 子 |
| 地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美 | 監 査 事 務 局 長       | 斉 藤 洋 一 |
| 総務課財政管財班長 伊 藤 茂 樹   | 選挙管理委員会書記長        | 中 山 進   |
| 税務福祉課税務班長 大 場 正 江   |                   |         |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 斉 藤 洋 一 | 主 任 石 川 忍 |
|---------------------|-----------|

---

本日の会議に付した事件

認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
財産に関する調書の審査

午後1時06分 開会

**委員長** ただいまの出席委員は9名です。定足数に達しております。

ただいまから、平成27年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに、委員会を開会いたします。

---

## 認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

**委員長** 国民健康保険特別会計の審査を行います。

読み上げをお願いします。財政管財班長。

**総務課財政管財班長** （朗読、説明省略）

**委員長** これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

**7番** 177ページの11の2の3……、返納金が出ているのは、退職者のほうですよね、一般被保険者のほうじゃないですよね。これちょっとずれているけれども、どっちに入るんでしょう、一般被保険者のほうかな……、済みません、これ見間違いました。退職者のほうかと思いましたが、いずれにしても、一般被保険者の場合のこの返納金の収入未済額が発生するというこの状況について説明をお願いします。

**税務福祉課長** 今回の6万6,705円の返納金の未済額ですけれども、社保加入していた方が県内の方でなくて、宮城県の社保の保険証を持っていた方のように。そうすると、県内であればある程度年度内に返納金の返してもらうのは、その社保の事務所から返してもらうことは可能だったんでしょうけれども、今回は宮城県の社保に加入している方で、当然県をまたいで処理の場合、少しやりとりにかかると。したがって、27年度に本来入るべき6万6,705円でありましたが、27年度中には県をまたいでしまったがために入らなかったと。ただ、28年度中には宮城県から入っているようです。

**7番** それは確実にいただけるという理解ですけれども、これ、対象者1名ですか。

**税務福祉課長** 1名と聞いています。

**3番** 171ページになりますけれども、収入未済額が2,555万4,000円ありますけれども、監査委員の意見書の中に、県内市町村ランキングではトップクラスの収納率になっているということで大変結構なことなんですけれども、最上地区各町村の収納率はどのぐらいになっているんでしょうか。お聞きします。

**税務福祉課長** 全体はまだちょっとはつきりしませんが、一般被保険者分と退職被保険者分で説明をさせていただきますと、最上管内というよりも、一般被保険者分では建設国保とか医師国保、歯科医師国保とありますけれども、県内のランキングからいくと町村では西川町が99.66、最上町が98.68、大石田が87.85、舟形が97.64となっています。また、退職者被保険者分では西川が100、大蔵が99.81、小国が99.43、舟形が99.41となっているようです。

**3番** 収納率が県内でトップランキングで推移しているわけです。ぜひ、ランキングトップクラスじゃなくてトップになるように、強化をしていただきたいと思います。

**5番** 178ページ、総務管理費、一般管理費の中に、ジェネリック利用促進委託料ということでありますけれども、聞きたいのは、このジェネリックの医薬品を使うことによって、国民健康保険事業に寄与する額というのはどのくらいあるのかなというところお聞きしたいです。

**税務福祉課長** ジェネリック医薬品の奨励については、ここ四、五年国保連合会なり各医療機関につい

ても、ジェネリック医薬品を使用していただくようにはお願いをしていますけれども、それが舟形町の保険税となる国保会計の中でどれぐらいジェネリックが効果的になっているかという把握は現在はないと思っています。なお、今後できるかどうかは国保連合会と照会をさせていただきながら、明らかにできるものについては、明らかにしていきたいと考えています。

**5番** 基本的なところで結構ですけれども、このジェネリックを利用促進するということは、国民健康保険事業の経費を圧縮するというのが目的で間違いないんですよね。

**税務福祉課長** おっしゃるとおり、そのように理解しています。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、国民健康保険特別会計について審査を終結いたします。

---

#### 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

**委員長** 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

---

#### 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定計歳入歳出決算の認定について

**委員長** 介護保険事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長** (朗読、説明省略)

**委員長** これより、質疑に入ります。

**7番** 219ページの9の2の1、事業収入ケアプラン作成料341万何がしの収入が入っていますが、何名のケアプラン作成料で、どこからの得た料金なのか質問いたします。

**税務福祉課長** ケアプラン作成委託料ですけれども、この件数については把握していませんけれども、税務福祉課内に包括支援センターという介護保険を担当するセクションがあります。そのケアマネージャー職員がケアプランを作成したのものに対する収入かと思っています。

**7番** そのケアプラン、私の言っている質問と違います。これは誰から収入を得ているのか、そのケアプラン、マネージャーからお金を300万円いただいているわけじゃないですよね。どこかの収入源があるわけですよね。

**税務福祉課長** 説明不足でした。ケアプランを作成するには、各えんじゅ荘、それから徳州苑の方がいらっしゃいますけれども、うちのほうの支援センター内にもそういう職員がいて、相談があって、ケアプランを作成した場合には、国保連合会からお金が来るということで、事業収入、ケアプラン作成委託料ということで収入をいただいています。

**7番** じゃあ国保連合会から来ているお金ということですね、人数分割り当て分。例えば、この成果報告表に136ページにケアプラン作成件数717件とあります。これ、大体金額が同じなので、この約700人ぐらいのケアプランの作成委託料が国保連合会から来ているということでよろしいですか、確認です。

**税務福祉課長** 主要施策の136ページの包括支援事業費のこれは歳出ですので、要するに、うちの職員がつくったものでなくて、えんじゅ荘なりそれからほなみ、それから徳州苑等各施設のケアプラン作成をしたものに対して、歳出でその件数に応じて支払ったものの総額がこのケアプラン作成件数と作

成費になろうかと思っています。

**委員長** 佐藤君の本件に対する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条の引用によりもう1回に限り特に発言を許可します。

**7番** じゃあ失礼します。このケアプラン……、歳入なので、とりあえず、国保連合会から来たこの340万何がしというお金は、229ページのケアプラン委託料の金額と大体似ているから、大体歳出が似ているから、700人程度のケアプラン分のお金が町に入ってきたと、人数的にはその計算でいいということでもいいんですか。何回も質問しているようだけれども、聞いている内容は大体同じなんですけれども。

**委員長** 暫時休憩します。

午後2時36分 休憩

---

午後2時38分 再開

**委員長** 再開します。

**税務福祉課長** 歳入と歳出がちょっと混在していましたので、整理をさせて説明をさせていただきますと、229ページの5款2項1目13節の委託料(8)にあるケアプラン委託料315万3,800円につきましては、要支援1、2の方について光生園並びにえんじゅ荘等の施設でケアプランを作成したものの委託料として支払っております。

それから、219ページの9款諸収入2目事業収入1目ケアプラン作成委託料については、包括支援センターの職員がつくりましたもの、それから光生園がつくったものについて合計して国保連合会から歳入として町の介護保険特別会計に入るようになっている歳入のようです。

**5番** 222ページの2の保険給付費になります。その中で不用額5,759万1,697円という金額発生していますが、当初よりも利用者が少なかったのか、それとも当初の予算額が補正で減額になっているので、大きくもなかったのかなという感じもしますけれども、これだけ不用額が発生した原因というのは何なんでしょうか。

**税務福祉課長** 医療費も介護保険も実際の会計ベースは、3-2ベースと言われて、2カ月おくれで請求が来るようになっているはずなんです。そうすると、3月で本来支払いが発生したものの請求が5月に来る、5月に来ますと、専決補正なり補正予算が組めない時期的なことになるので、大体、留保財源的にいただいたものを、その支払い額に応じて支払っていく計算になりますので、これぐらいの額は、国保の医療費もそうですし、必要額かなと考えています。ざっくりこの5億5,140万何がしかの介護保険料を12で割りますと、大体1月4,500万円ぐらいの計算になります。それで、今回不用額としてあったものは4,300万円、1カ月分には満たないけれどもそれぐらいの支払資金というふうにして、蓄えておくわけではないですけれどもとっておきたいということで、5月に請求来るものに備えるためにこれぐらいの額は不用額として決算で落とさざるを得ませんけれども、こういう形で残るようにならざるを得ないと考えているところです。

**5番** 会計処理的には、毎年3月で締めてそれを5月までという流れは、これは変わらないんですよね。そういった中で、毎年このぐらいの不用額は発生しているという理解でいいでしょうか。

**税務福祉課長** ざっくり12で割ると1カ月4,500万円程度で、今回残ったのが4,300万円です。極めて1カ月分に近いという数字にはなっていますが、どの程度が適切な留保財源というか、不用額かというのは、その年々でないとちょっとわからない部分もあるので、やっぱりざっくりでこれぐらいか、それ相応の額は余裕財源として持っていきたいというのが担当課であり、処理するほうの考えです。

あと、26年度の不用額では、2,600万円程度の不用額もありましたし、従いまして、特に昨年は27年、28、29の6期の料金体系も新しくなったこともあって、少し計画よりも介護保険の実際の算出ベースが上がらなかったということかなと考えているところです。もう1点、介護保険それから医療費関係は、3-2ベースという形で、通常の一般会計であれば、4月から3月の処理になって、出納整理期間が4、5とあって14カ月で処理しますけれども、医療費と介護保険については3-2ベースという形で行っていますので、2カ月おくれで請求がくる。そのために、少し補正等の時期とも異なることもあるので、これぐらいの留保財源が必要になるということでご理解をいただきたいと思います。

**5番** そうしますと、会計処理的には何ら変わっていないという理解と、このぐらいの不用額が発生するのは許容範囲という理解でいいんですか。

**税務福祉課長** 会計処理上は特に問題はないと考えていますし、それから1カ月に見合う額が許容範囲なのかどうかということは、はっきりしたあれはありませんけれども、例えば今回の介護保険じゃなくて医療費の場合は、大きい手術が3月ぐらい、最終月に出たりしますと、その請求も来ます。昨今の国保の、会計が異なって申しわけないですけれども、国保の医療費総額が月3,000万円ベースでは来ていないので、ある程度国保も歳出分では減ってきていますけれども、支払いベースが少し高くなった場合に備えてやっぱりこれだけはいただきたいとは考えているところです。

**7番** さっきの件でもう一度お伺いします。229ページの5の2の1、ケアプラン委託料315万3,000円というのがありますけれども、先ほどの課長の答弁とこの説明書を読ませていただくと一致しているんですけれども、要支援1、2と認定された方にケアプランを作成する、これを舟和会さんに委託しているということですね。そうしますと、これは要支援なので、要介護のほうは1から5まであるやつというのは、ケアプランというのは要らないんですしたっけか。その分は入っていないんですか。質問します。

**税務福祉課長** 要支援1、2につきましては、町の事業として捉えていただければと思います。それから介護度の1から5については、居宅介護事業所というところが、えんじゅ荘なりありますので、その中でケアプランを作成し、予算的にいけば介護サービス給付費の中で委託料は支払いをさせていただいているところです。2款1項1目のほうです。

**7番** 課長の言った居宅介護サービスでケアプランを作成しているということですね。それはどこに書いてあるんですか。そこに要介護1から5までの人のケアプラン作成料で払われているということなんですか。さっき、課長が言った答弁をそのままのみにすれば、施設に入っている方のケアプランは施設が書くからという答えでしたよね。だけどそこには漏れがあります。要介護1、2の方は施設に入れなくなったわけだから、その地域包括センターで面倒を見ることになったんだから、そのケアプランは必要はずなんですよ。そこが抜けているので質問をしているわけなんですけれども。

**税務福祉課長** 主要施策の134ページに2款1項1目介護サービス給付費という款項目があります。その中で、2つ目の丸、居宅介護サービス計画給付費2,116万3,880円というのが、要するに介護度1から5に対するケアプランを作成したものに対して支払われるものになります。それから……、5款2項1目になりますケアプラン作成委託料、これは決算書のほうですけれども229ページ、315万3,800円については、要支援1、2の方を対象としてケアプラン作成について支払いをさせていただいた額になります。

**7番** では、漏れはなくやっていると、そういう説明ではなりますけれども、私の言いたいことは、要介護1、2の方は地域包括支援センターがやりますよね、来年から本格的にやるんだと思うんですけれども、そうしたら、ケアプラン作成というのも同一的にやるべきではないかということなんです。介護

1、2はこっちの介護サービス給付のほうで、どこにもケアプラン作成というのは出てきませんけれども。ここでやるのではなくてこっちの委託料のほうでやる、要介護1、2の方々にはやったほうが、そこまでが地域包括支援、要支援の方々と一緒に要介護1、2の方々も一緒にケアプランをつくったほうが、より効果的になるんじゃないかと思うものですから、そこら辺はどうなんですか。考えてはいるんですか。

**税務福祉課長** いわゆる、特別養護老人ホームに入所できる介護度が、介護3、4、5が特別養護老人ホームに入所する介護度となったのが、ご存じのとおりこの6期の介護保健計画からでした。介護保険の給付サービスについては、要介護1から5はそのまま従来どおりこの2款の中で行っていくということなんです。ただ、舟形町は29年度から総合支援事業を実施するということなので、28年度中は予防の、介護予防サービスに、2款2項というものはまだ、28年度それから決算である27年度については予防介護給付費という中で2款のほうには置いてございます。来年度から、総合支援事業でその予防介護事業サービスを総合支援事業のほうに移行していく計画ですので、それは歳出でいうと、2款から5款のほうに29年度は移行するというふうになります。したがって、特養については要介護3、4、5の方が入所できる。ただ、要介護1、2の方も介護の給付サービスは受給できるということですのでご理解いただきたいと思います。

**3番** 215ページ、第1行の被保険者保険料ですけれども、現年度分の収入未済額が47万2,400円、滞納繰越分が34万5,700円となっておりますけれども、現年度分の未済額がこれほど多いのはどうしてでしょうか。

**税務福祉課長** 現年度分で額が47万2,400円となっていますのは、一つは65歳到達期、月で、それから介護保険料が発生します。そうすると、それは年金からの受給でなくて、支払いでなくて、手出しといえますか、支払書をその誕生月にお送りして期別でいただいている。その支払いが滞っている方がいらっしゃるのかなと思いますけれども。ただ、社会保障制度ですので、互助会的な性格でもありますので、それなりに徴収は担当のほうで出向いて、年度末それからその時期時期にはしていますけれども、これぐらいの、47万2,400円、それから滞納繰越分であっても34万5,700円が出てきているのかなと考えています。

**3番** そうしますと滞納繰越分、不納欠損額を含めましても40万円ぐらいしかないわけですよね。現年度分が47万2,400円というのは、これは来年度分に繰り越しにならないのかどうかお伺いします。

**税務福祉課長** お話のとおり、収入未済額の保険料の款で81万900円、これが28年度の滞納繰越分となります。合算した81万900円が。

**3番** そうすると、これから入った分、収納した分というのは、何年度分に入るんですか。

**税務福祉課長** 28年度の介護保険料も、調査決定をして通知を出していますし、それは1期、2期の都度に年金からいただく方と、65歳到達の方は誕生月で「あなたの介護保険料は幾ら幾らです。これを今年度中、その時期時期に納期限に納めてください」というふうには出します。ただ、滞納繰越分については、先ほども言いましたように、27年度が現年度であったものが未済になったものは、28年度の滞納繰越の保険料になりますし、それからそれ以前からあった滞納繰越というものについても、不納欠損を除いた額で、28年度の滞納繰越分というふうに、しがたいまして、先ほども言いましたように、これは27年度の決算なので、現年度分の未済と、滞納繰越分の未済を足した額が28年度の滞納繰越額の調定額になるというお話をさせていただいて、それは81万900円が28年度の滞納繰越額の調定額になっています。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、介護保険事業特別会計について審査を終結いたします。

3時15分まで休憩します。

午後2時59分 休憩

---

午後3時15分 再開

委員長 再開します。

---

平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 簡易水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

7番 243ページの1の1の1の(5)委託料の公営企業会計移行業務委託料2,200万円、これ数字だけ見ると大きな金額なので、この委託業務だけで2,200万円というこの内容を質問いたします。

地域整備課長 ただいまの委託料であります、主要な施策の成果報告の139ページをごらんください。この水道事業管理費の委託料の中で、2,256万1,200円の内訳であります、公営企業に移行するための移行事務関係の委託を行いました。その内容としまして、固定資産の調査とか、公営企業の会計のシステムの導入などを行っております。その2件の業務委託の合計が2,256万1,200円となっております。

7番 そうしますと、この固定資産の評価の、これはどこをあれしたわけですか。2つありましたよね。固定資産の評価ともう1つはシステムの変更。そのシステムの変更にこれだけの料金がかかるのかなというのがちょっと疑問なので、そこら辺のところどういった作業、内容、詳しくもう少しお願いします。

地域整備課長 システムの導入であります、企業会計の会計処理のシステムであります。それで、商品としてなっておりますので、それに舟形町の体系に合うような改良を施しながら、舟形町企業会計システムを導入しております。業者さんにつきましては、日情システムズという会社になっております。固定資産のほうであります、簡易水道の固定資産を調査し、それを評価し、それでさまざまな業務をしていただく業務なんです、それについては株式会社ぎょうせいさんに委託をしました。財産管理も含めまして、そのような業務となっております。

委員長 7番佐藤君に申し上げます。一問一答方式で完結に質問をお願いしたいと思います。今2問入ったから。

7番 この2社にどれぐらいの金額で発注したかわかりますか。要するに、詳細がわからない、会計処理をするシステムの変更という答弁でしたよね、固定資産もはっきり、町のどういった、水道関係でしようけれども、貯水槽なのかくみ上げる施設なのか、そういったところ、ちょっとどこの固定資産なのかははっきりわからないので、そこら辺を答弁していただきたいと思います。

地域整備課長 この委託料の内訳であります、ちょっと手元に今ないものですから、2社の合計でこの委託金額になっております。済みません。後で、そこら辺はわかるんですが。

あと、先ほどの資産であります、簡易水道、水道の資産全てであります。水道の配水池であったり、ポンプ場であったり、水道管路、配水管、送水管、導水管とあるわけなんです、それら全部の資産を調査し、評価していただいて、価値を出していただくという業務であります。

あと、あわせて、アドバイザー業務というやつがございまして、それについては、平成29年4月から企業会計に移行するまでのいろいろなアドバス並びにももちろん条例もつくっていかなくちゃいけないので、その前段のいろいろな公会計のことについて、業者さんからいろいろ教えていただくという業務も中には入っております。

**まちづくり課長** 企業会計移行ということで、内容的に、今、地域整備課長が申し上げましたとおり、今現在使っている水道管がございます。そういったものも過去全てさかのぼれる分だけさかのぼって、その評価をして、減価償却を経て、そして財産ということになります。ですので、今まである町の資料関係を全て業者さんのほうに持ち出して、それで評価額を決めてという作業をやっているのです、結構膨大な作業になってございます。企業会計の移行については平成29年度からなんです、その組織体制も役場の機構にも若干といたしますか、変更がございます。そういったこともいろいろと業者さんのほうからご指導いただきつつ、なおかつ手続等についてもいろいろな計画を策定させていただいているというふうになっております。

**2番** 238ページ、水道事業収入の中の、水道使用料の収入未済額がかなりの金額になっておるわけですが、この要因というか内訳をお聞きしたいと思います。

**地域整備課長** 水道料金の未納であります、現年分と滞納分を含めましてかなりの金額になっております。内訳としまして、現年分の未収額につきましては、84件の方が未納しております。また、滞納繰越分につきましては69件、現年分と若干ダブっている方もおりますので69件となっております。

対策としまして、連絡や督促は毎月出しております、あとは高額な方につきましては電話で連絡をとりながら相談にも乗るということで、いろいろなことで連絡はしておるんですが、なかなか徴収率が上がらないという状態になっております。

**2番** 説明いただきましたけれども、金額が金額ですので、とんでもない金額ですから、やっぱり母子家庭、生活困窮者等がこのように集まってこのような金額になったとは到底私は思えないものですから、やはり町の財政が厳しい折に、徴収率を上げていただきたいのはやまやまなんですけれども、やはりこれは見過ごし看過できる数字じゃないなと思いますので、今後とも、徴収率を上げるために、どういうやり方をやっていこうとしているのか考えがあるのならお聞かせください。

**地域整備課長** これからも、滞納者につきましては何回となく連絡をしながら、いろいろと相談にも乗りながら考えていきたいと思っております。あと、水道料金なものですから、不納欠損処理というのがなかなか難しいのではありますが、そこら辺も勉強しながら、あとは、実際中身的には現在いらっしゃらない方も、町外に出ていらっしゃらない方もおりますので、そこら辺の事務処理というか、そういうやり方も勉強しながら、徴収率を上げていきたいと思っております。

**2番** 今、課長の答弁にもありましたけれども、不納欠損、これをやってしまうと、例えば5年でもう払わなくていいよと趣旨のようなので、やっぱりそういうのには該当しないんじゃないかという思いもありますので、やっぱり今後とも課長だけでなく、町当局が頑張っていかないと、どうしようもない案件だと思いますので、頑張っていっていただきたいと思っております。

**5番** 関連で結構です。

収入未済額817万8,000円ほどありますが、ちなみに1世帯で一番多い金額というのは幾らぐらいなのか教えていただきたいと思っております。

**地域整備課長** 手元に今資料がないんですが、たしか100万円近くの方がトップでいらっしゃったと思っております。以上です。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、簡易水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

---

#### 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 （朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。

4番 農集排の、成果表の中で、26年度会計の成果表が……、26年に接続したのが3戸、28年度3月31日現在ですが9戸という数字になっています。これ、接続する件数がふえていて改善されているのかなという解釈の数字に見ればいいんでしょうか。要するに、ここの成果表の中で書かれている中身の一番の目的が、去年と全く同じ文言で書かれているということは、去年から今年に対して改善になった成果はありましたか。

地域整備課長 農業集落排水事業につきましては、ほとんどが施設の維持管理事業となっております。そんな中で、平成26年度からの改善というか、これといったことはなく、昨年度と同様管理事業という形で事業を行ってきました。接続件数も若干ふえておりましてうれしく思っているところです。今後もまだ接続していない地域がありますので、そこら辺の接続率というか加入率というんですか、水洗化率を上げていくよう努力していきたいと思います。

4番 次に出てくる科目での、要するに下水道なり集落排水なり、会計は同じような形の中で、公共会計に合わせて、今、町のほうが管理している状況であるわけです。やはり、環境対策問題としても、いち早くこの未接続者の方に関しては推進して、できるだけ早くつないでもらいたいと思うのが接続していない周辺の方々の思いであると思います。これも、未収金を集めるのと同じくらい推進が大変なことかと思えますけれども、しっかりとさせていただきたいと思います。その中で、コンポスト堆肥化、毎年質問させていただいておりますけれども、今、実際やっているんですか。

地域整備課長 コンポストについては、決算の事業収入のほうでも253ページになりますが、売払収入ということでやっておりますので、これぐらいの収入しか上がらなかったんですけれども、今後も頑張っていきたいと思います。

4番 その数字を分解して、生産量、販売量、キロ数、袋数でもいいですから、どの程度なのか。今後の適切な、ここに書かっているのを読むまでもないと思いますが、適切な維持管理に、良好に行うというふうな書かっているわけですが、現在、27年度の販売生産量に対して、今後の対策、やるのかやらないのか。

委員長 暫時休憩します。

午後3時45分 休憩

---

午後3時46分 再開

地域整備課長 昨年度のコンポストであります、1袋200円となりますので163袋販売しております。それで、堆肥の生産量であります、搬入量が1,200キロリットルありまして、その中で堆肥生産量としまして4.171トンになっております。1袋10キロで200円ありますので、4トンで8万円ぐらいにではなくてはいけないんですけれども、27年度についてはこのような形の販売となっております。

委員長 委員の皆様にお諮りをいたします。

委員会を1時間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 それでは1時間延長します。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

---

#### 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 公共下水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

---

#### 財産に関する調書の審査

委員長 財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、質疑に入ります。

7番 273ページの公有財産の宅地についてお伺いします。この中に、旧星川医者の裏地とその隣の宅地が入っていると思うんですけども、この活用方法についてはある程度提示がありました。その考え方に対して進捗状況、今後の見通し、どういうふうを考えているのか質問いたします。

総務課長 今の質問の土地については、27年度ではなくて26年度の取得だと思いますけれども、進捗状況については、今のところ金額が高額になりますので、この間の防災のご質問でもお答えしましたけれども、1つは、高額であるので、国に対して支援を求めているというのが1つあります。

それから、役場の庁舎と第2庁舎の間のあたりに活断層が走っているということで、そこら辺の取り扱いについても早急に方向性を出して決めていかなければならないんですけれども、なかなか難しい判断であるということと、金額が金額であるということで、なかなか進んでいない状況にあります。

防災センターについては、防災センターという名のもとに補助金を使ってしまうと、いろいろ制約が出てきます。防災の資格を持った職員を配置しなければならないとかですね、それから防災センターが壊れるとまずいので、強度的な問題もかなり厚いコンクリートとかですね、地盤もコンクリートを厚くしなくてはならないとか、そういった要件がありますので、担当としましては防災センターではなく防災機能を持った第2庁舎を含めたものを建設したいと考えております。

7番 課長、これ、決算年度末現在高という、この7,100という平米数の中に入っているんじゃないですか。これ、27年度末だけのあれだってことじゃないですよ。この中に入っているってことですよ。だとしたら、26年とか27年とか関係なくて、今現在のここに入っているということですよ。

済みません。質問の主題のほうに入ります。今、ああいった形で雑草地にしておくんだったら、駐車場が足りないとかって言うんだから、土砂をとったりして車が通れるとか駐車できるとか、そのぐらいのスペースを確保しておいて、その後使用目的を順次考えていくという活用のほうが、私は町民にああいった形で、なんで取得してそのままにしておくんだと、そういうことにはならないと思いますよ。そこら辺のところは、去年度でも今年度でもいいんですけれども、検討はしているんですか。話し合いは。

総務課長 まず、そういう使い方をするということもあろうかと思いますが、駐車場にするため

には、除雪をするために舗装しなければならないというようなこともあると思います。今現在、防災センター的な第2庁舎等を整備しなければならないので、用地を取得しているわけですが、その設計配置等を考えないと、そこに駐車場を、現状のままの砂利のままであればよろしいんですけども、そうでない場合は、変にちょしたりするとその次の建物のときのバランスといいですか、勾配とか、そういった面で不都合が生じるおそれがあるので、今のところは手をつけないで、またそこに、当然外構工事をするわけですので、そのときにきちっと建物をバランスよく配置をするために今のところは手をつけられない状況でいるということをご理解いただきたいと思います。

**7番** 町長、その状態は何年続きそうですか。

**町長** まだ検討していないので、何年というお話はできませんけれども、私もあの状況は好ましくないと思いますので、金のかからない方向で、できれば駐車場にできるようにと考えておりますので、その点については来年度以降で考えさせていただきたいと思います。

**7番** 276ページの、見方がよくわからないので質問します。この水田転作家畜導入貸付金基金、これで増、減のところに、1頭増になって33万7,000円何がしかの収入が入ったと。2頭減になって87万1,000円が減になって年度末の繰り越しが186万2,000円になったと、こういうことですね。これ、普通考えれば減になったということは売ったと、私、考えるわけですけども、町の財産のものを売って、そうしたら収入が上がってくるんじゃないのかなという気がするんですけども、これはマイナスになるんですか、貸付牛をなくした場合は。

**産業振興課長** まず、この表の見方ですけども、貸付牛頭数のほうですが、現在17頭から1頭ふえて2頭減ったということで16頭となります。上のほうの金額ですが、これは現金になりますので、頭数は1頭ふえたけれどもこの頭数の価格が87万1,560円と、大変高価な、今現在取引価格となっています。現金なので、これは減ったという書き方になります。2頭、これは前に借りたやつを返したということですので、現金としてはふえたという形で、これは昔は1頭の価格が安かったということでこういう表示になっております。

**7番** 財産としては、それじゃあ2頭減ったので87万円分の財産がなくなったということですね。それで、町の財産2頭減ったということは、ここから収入はないわけですか。もう貸しっぱなしとか、貸した人の収入でいいというそういう制度なんですか。町の財産を貸した人に与えて、その人の財産収入として、その人が全部、町の財産もなくなって、自分の収入にしているという牛なんですか、これは。要するに、町の収入はないわけですか。

**産業振興課長** 先ほど言いましたように、貸付牛の1頭の価格が高価だということで、これは現金推移を見れば、現金一番最初、期末のほうで239万5,684円あったよと、それが1頭の頭数が87万1,560円なので、これは現金としては減ったと。しかし、2頭今回減っていますので、その2頭の価格が当初の価格が33万7,959円、これに利子は含まれていますけれども、その分がふえたので、これは増になったということで、ここの記載の仕方になっていますので。この1頭の87万1,560円のやつについては、後ほど、経過した後には返していただくということになっております。

**委員長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

**委員長** なしと認め、財産に関する調書について質疑審査を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計並びに6特別会計決算審査を終了いたします。

きょうはこれにて散会いたします。

明日は午後1時30分より開会します。

どうもご苦労さまでした。

午後 2 時 0 9 分 散会

平成 28 年 9 月 13 日（火曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録  
(第 4 日 目)

平成28年決算審査特別委員会第4日目

平成28年9月13日（火）

---

出席委員（9名）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 伊藤 欽一 | 6番 斎藤 好彦 |
| 2番 小国 浩文 | 7番 佐藤 広幸 |
| 3番 石山 和春 | 8番 叶内 富夫 |
| 4番 佐藤 勇  | 9番 加藤 憲彦 |
| 5番 奥山 謙三 |          |

---

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

|                     |                   |         |
|---------------------|-------------------|---------|
| 町 長 森 富 広           | 税務福祉課福祉国保班長       | 須 貝 孝 子 |
| 副 町 長 酒 井 雅 彦       | 税務福祉課健康介護班長       | 伊 藤 誠 宏 |
| 会 計 管 理 者 結 城 恵 美   | 教 育 委 員 長         | 太 田 二三男 |
| 総 務 課 長 中 山 進       | 教 育 長             | 齊 藤 涉   |
| まちづくり課長 伊 藤 幸 一     | 教 育 次 長           | 叶 内 範 夫 |
| 税 務 福 祉 課 長 高 橋 明 彦 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 沼 沢 弘 明 |
| 産 業 振 興 課 長 沼 沢 弘 明 | 代 表 監 査 委 員       | 渡 邊 敬 子 |
| 地 域 整 備 課 長 伊 藤 武 美 | 監 査 事 務 局 長       | 斉 藤 洋 一 |
| 総務課財政管財班長 伊 藤 茂 樹   | 選挙管理委員会書記長        | 中 山 進   |
| 税務福祉課税務班長 大 場 正 江   |                   |         |

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 齊 藤 洋 一 | 主 任 石 川 忍 |
|---------------------|-----------|

---

本日の会議に付した事件

認定第1号 平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第3号 平成27年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第4号 平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について  
認定第5号 平成27年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第6号 平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第7号 平成27年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
財産に関する調書の審査

午後 1 時 3 5 分 開会

**委員長** ただいまの出席委員は 9 名です。定足数に達しております。

きのうに引き続き、平成27年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに、委員会を開会します。

お諮りいたします。

平成27年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成27年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成27年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成27年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成27年度舟形町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成27年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成27年度舟形町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、議案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 異議なしと認め、一般会計並びに 6 特別会計の歳入歳出決算について、議案のとおり決定をいたします。

次に、委員長報告の作成についてお諮りします。

本委員会の委員長報告作成は、委員長に一任していただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**委員長** 異議なしと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしました。

3 日間にわたる審査ご苦労さまでした。皆様のご協力をいただきまして、無事終了いたしました。心より御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成27年度決算特別委員会を閉会させていただきます。

暫時休憩後、本会議を開会いたします。

午後 1 時 4 0 分 閉会